

第 31 期

東京都青少年問題協議会  
第 3 回 専門部会

平成 29 年 4 月 13 日 (木)

○重成青少年課長 それでは、お待たせいたしました。定刻より少し早いようでございますが、ただいまから、東京都青少年問題協議会第3回専門部会を開催いたします。

本専門部会は、委員の半数以上の出席をもって開催することとしております。本日まで出席いただいております委員の方は7名となっております。必要な定足数に達しておりますことをご報告いたします。また、本専門部会は原則、公開となっております。議事録につきましても同様の取扱いとなりますので、ご承知おきください。

次に、本日のオブザーバーを紹介させていただきます。本協議会副会長であります古賀委員。

○古賀委員 よろしく申し上げます。

○重成青少年課長 東京都児童相談センター次長の花本様。

○児童相談センター花本次長 よろしく申し上げます。

○重成青少年課長 教育庁指導部指導企画課長の建部様の代理として、指導部主任指導主事の伊藤様。警視庁生活安全部少年育成課長、大八木様の代理として、福祉犯担当課長代理の今井様にご参加いただいております。

また、本日まで講演いただきます講師といたしまして、中央大学大学院法務研究科教授、藤原静雄様、東京大学大学院工学系研究科准教授、鳥海不二夫様、皆様にもご参加いただいております。

また、後段に予定してございます、千葉県柏市の民間アプリを活用した取組紹介の際には、アプリケーション「Fili」の開発事業者でございます、エースチャイルド株式会社の西谷様にもご参加いただこうと思っております。

次に、本日も配付の資料を確認いたします。次第の次に、資料の一覧がついてございます。資料1-1から資料13と、中央大学藤原講師及び、東京大学鳥海講師によるご講演資料、参考資料といたしまして、千葉県柏市の民間アプリを活用した取組に関するパワーポイント資料と、アプリの紹介チラシを卓上に、別に配

付してございます。

なお、緑のクリアファイルに入れ卓上に置かせていただいております「自画撮り被害の主な事例」と題した資料につきましては、前回に引き続き具体的な被害相談情報を含んだ内容となっておりますことから、相談者にご配慮いただき、傍聴の方も含め、皆様、お帰りの際には、卓上に置いたままお帰りいただきたいと思っております。

ここまで、資料はよろしいでしょうか。

それでは、この後の進行は木村部会長にお願いしたいと存じます。

木村部会長、よろしくお願ひいたします。

○木村部会長 失礼しました。専門部会長の木村でございます。本日も、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日の予定なんですけれども、一応、5時半ごろまでを予定しているんですが、内容が盛りだくさんなので、審議の状況によりましては、5時ごろに一度休憩をさせていただいて、6時ごろまでの延長というのもあり得るかと思うんですが、ご了承いただけますでしょうか。

なお、宍戸委員につきましては、16時40分ごろからでしょうか、あと、吉田奨委員におかれましては、5時半以降、他のご用事があるということですので、途中でご退席ということになるかもしれませんけれども、その点も、他の先生方もよろしくご承知おきいただければと思います。

では、つきましては、本日予定をしております次第、3の普及啓発・教育等についての進行についてですが、先に(2)の鳥海先生からのご講演を頂戴した後、質疑応答の時間を設けまして、次に、(1)の都の取組について事務局から説明をいただくというような順番にしたいと存じます。長時間になりますけれども、円滑な議事進行のため、委員の皆様方のご協力を賜りたいと存じます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

さて、これまで2回、諮問事項について、現状や実態の把握を行ってまいりましたけれども、それに関し、皆様方から今後の検討課題についてご所見をいただいております。それらは大きく分けると3つのカテゴリーに分かれるので

はないかというふうに存じます。

すなわち、第1に、子供や保護者に対する普及啓発、教育、相談等。第2に、技術的対応による被害の未然防止。第3に、悪質な行為に対する規制。この3つの大きなカテゴリーに分かれるかなというふうに思いますけれども、もちろん、今後の検討の課題で、このカテゴリーが増えるということもあり得ると存じますが、現時点としては、このようなカテゴリー別に検討を進めるということについて、もし何かここでご意見がありましたら、頂戴できればと存じます。いかがでしょうか。

どうぞ、はい、お願いいたします。

○坂元委員 この3つのカテゴリーでありますけれども、ネットトラブルの対策の分け方といたしましては、一般的なものと存じますし、この問題については、対策として、どれも無視できないように思われるところでございます。

規制ということについては、一般には、普及啓発とか相談、それから技術的対応を優先させて、法令による規制は慎重にというのが普通かとは思いますが、この問題については、加害行為の中になんか悪質なものがあることとか、被害者のダメージの大きさを考えますと、さすがにその規制というのも土俵に乗ってくるものと思われております。3つのそれぞれのカテゴリーにつきまして、的確な提言ができることよろしいのかなというふうに思っております。

○木村部会長 どうもありがとうございます。

他の先生方から何かございますでしょうか。

○吉田（奨）委員 よろしいですか。

○木村部会長 はい。お願いいたします。

○吉田（奨）委員 私、初回するときにも申し上げたんですけれども、私どものセーフティーインターネット協会では、完全にもう出てしまっていて、インターネット上にそういった画像が出てしまった後の取組を中心に行っておりますので、不幸にもそういった、いろんなこれからお話しいただくような対策をすり抜けて、どうしても出てしまった、あるいは逮捕されても、犯人でも消せないような状況になってしまったときにどうするかという点も、それはご考慮をいただければありがた

いと思います。

○木村部会長 どうもありがとうございます。今、私が3つに分けました第2が、未然防止ということですが、今ご指摘のあったようなことについても触れたらどうかということですね。ありがとうございます。

他によろしいでしょうか。

はい。どうぞ。

○吉田（善）委員 はい。カテゴリーの1つに理解・啓発ということがあったかと思うんですけども、その前提となる実態把握も、私は必要ではないかなと考えております。

以上です。

○木村部会長 ありがとうございます。恐らく、提言を出すに当たっては、その前提として実態というようなことにも触れて、することになるのかなというふうには思いますけれども、重要なご指摘ですので、肝に銘じて進めたいと思います。

他によろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○木村部会長 もし、よろしいようでしたら、先ほどの3つのカテゴリーに分けて検討を進めたいというふうに思います。

順番なんですけど、まず、次第をご覧いただいて、第2、「悪質な働きかけ等に対する規制について」から検討してまいりたいと存じます。

今回の問題へのアプローチとして、悪質な行為に対する規制については、まさに、様々な方法はあるとは存じますけれども、1つのたたき台を事務局と調整いたしまして作ってまいりましたので、まずは事務局からその考え方を含めてご説明いただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

○重成青少年課長 それでは、事務局から説明させていただきます。資料1-1をご覧ください。「東京都青少年の健全な育成に関する条例の改正の方向性（たたき台）」という題名でございます。説明させていただきます。

当本部の所管する東京都青少年の健全な育成に関する条例を改正する形で、その方向性についてのたたき台を作ってみたということでございます。

まず、1、「改正の考え方」についてでございます。児童ポルノ等被害が深刻化する中で青少年の健全育成を図るため、性に関する健全な判断能力の未成熟に乗じて青少年に児童ポルノ等の作成・提供を勧誘する行為を禁止すること。それから、このような福祉を阻害するおそれのある働きかけから青少年を守ることに資する取組等を推進することの、この2点に着眼した規定を盛り込んでいってはいかがかと考えてございます。

これまで、本条例では、やや雑な説明にはなりますが、青少年が外の有害な情報に触れるということについて、主に規定していたところではございますが、今回は外からの働きかけから青少年を守るところに主眼を置いている点が特徴でございます。

次に、2の「主な内容」をご覧ください。(1)は、都の責務として、これまで青少年の性に関する健全な判断能力の育成を図るための普及啓発、教育、相談等が規定されてございました。その判断能力が形成途上である間に、将来に残る傷を負わないように、普及啓発等に努めるという意味の責務を追加してはいかがかというものでございます。

ここで一旦、資料1-2をご覧ください。こちらに、既に条例上に規定されてございます責務につきまして、青少年を取り巻く主体ごとに、また、3つの章に分かれてございまして、3つの章ごとに喚起をしてみたものでございます。

上から都、保護者と事業者というふうに、こう、並んでございまして、縦に第3章の2、青少年の性に関する健全な判断能力の育成、3章の3、児童ポルノ及び青少年を性欲の対象として扱う図書類等に係る責務、第3章の4、インターネット利用環境の整備というふうに分けてございます。先ほどの都の責務の追加部分は、左上の枠内に点線で囲んで記載してございます。

では、資料1-1に戻ってください。2の(2)でございますが、青少年に対して青少年自身の児童ポルノや、その電子データを作成するように勧誘する行為や、人に提供するよう勧誘する行為のうち、一定の状況・態様で行うものを、罰則をもって禁止するというものでございます。この一定の状況・態様につきましては、青少年の性に関する健全な判断能力の未成熟に乗じた不当な手段を類型化

して規定する予定でございます。

なお、既にある条例第 30 条の規定によりまして、青少年が勧誘する方に、青少年が勧誘する方になった場合ですね、加害者の方になった場合、罰則は適用されませんが、条例違反にはなりません。

また、都外所在の者から都内所在の青少年にメール等で勧誘が行われる事例も結構ございます。この条例規定の趣旨と適用範囲の属地主義の一般原則を踏まえますと、この都外所在の者に対しても規定は適用されるというような設計にしたいと思います。

ここで一旦、緑のファイルに入った「自画撮り被害の主な事例」と題した、会議終了後回収資料をご覧ください。

第 2 回の専門部会でご覧いただいた事例のそれぞれに、改正条例と児童ポルノ禁止法や刑法の強要罪、強姦罪等の適用タイミングを入れたものでございます。以前、木村部会長から児童ポルノ禁止法の説明をいただいた際に、児童ポルノ禁止法には未遂罪がなく、児童から他人へ画像が提供された時点で、初めて罪が成立するという説明がございました。事実上、画像が他人へ提供された後に警察の捜査が開始されるということでございます。

そのような観点から見ますと、それぞれの事例におきまして、改正条例はこれまでよりも早い段階で、早い時点で、つまり青少年の児童ポルノ画像が相手に提供される間際に罪が成立するということになることがわかると思います。このような点が改正条例の趣旨でございます。

また、事例 3 でございますが、電話で勧誘が行われたという事例でございます。メールや SNS 等で勧誘される場合ばかりではないということがわかるかと思えます。

また、事例 6 は、インターネットゲーム上での勧誘でございます。インターネットで行っていたゲームの最中での勧誘ということでございます。

また、事例 11 をご覧ください。女性と思われる者から男性児童への勧誘というものがございます。

事例 12 をご覧ください。男性から先に陰部の写真が送られてきたという事例

でございます。この後の意見交換の際に、このような事例についてもご検討いただければと思います。

さて、資料1-1に戻ってください。最後に、本禁止規定を設けても、青少年の画像提供を未然防止できない場合というのを3つ挙げてございます。①は、勧誘行為も受けていないのに、青少年が自ら画像を作成・提供した場合。②は、勧誘行為が禁止規定上の一定の状況・態様に当たらなかったものの、青少年が安易に応じて画像を作成・提供した場合。③は、条例に違反する勧誘行為を受けた青少年が、保護者や相談窓口相談せず、画像を作成・提供した場合と。このような場合には、青少年の画像提供を未然防止できないという点がございます。

このような場合につきましては、先ほど2の(1)におきまして、都の責務に追加をしたような普及啓発等で画像提供の未然防止を図るということになるかと思っております。普及啓発等の着眼点の参考になればと思っております。

説明は以上でございます。

○木村部会長 どうもありがとうございました。

今の時点で皆様から、ただいまの説明へのご質問があれば、事務局からお答えいただきたいと思っております。その後で、中央大学の先ほどご紹介があった藤原先生にご講演を賜ればと思っております。

藤原先生は行政法のご専門で、様々な法令・条例等の作成にも携わられてこられました。このたたき台について行政法の観点から、ぜひご講演を賜ればというふうに思っております。

なお、その後、藤原先生にもご参加いただいて、意見交換の時間もとりたいと考えております。

では、まず、ただいまの事務局からの説明についてご質問があれば、お願いいたします。また、ご講演の後、改めてということもあるかもしれませんが、早速ですが、藤原先生、お願いしてよろしいでしょうか。よろしくお願いたします。

○藤原講師 ただいまご紹介いただきました、中央大学の藤原と申します。本日は、錚々たる委員の皆様がお並びになる前で、このような機会を与えいただき、大変

光栄に存じております。時間も限られておりますので、早速、中身に移らせていただきます。大体 15 分ぐらいということ承っております。

初めにですけれども、東京都が動き出すということなんですけれども、1 枚もののポイントのレジюмеだけつくっておきましたので、それをご覧ください。

初めに、国レベルの動きでございますけれども、本日の議題に関連するものとしては 2 つございまして、1 つは、内閣府で関係省庁に出席いただいております青少年インターネット環境の整備等に関する検討会というのがございます。この検討会は、今年第 4 次の基本計画を策定することになっておりますけれども、既に第 3 次の基本計画の中に、インターネットを通じた青少年の犯罪被害の抑止対策の推進。その中の 1 番目は出会い系サイト、随分収まってきた話ですけれども、2 番目に、コミュニティサイトに起因する事犯の取締りと、青少年の被害防止に向けた、事業者に対する働きかけの推進。もう少し申し上げますと、そのコミュニティサイトに起因する事犯の取締りを推進するとともに、広報啓発、サイト事業者によるミニメールの内容確認を初めとするサイト内の監視体制の強化や、事業者の携帯電話事業者の保有する利用者年齢情報を活用した、実効性あるゾーニングの導入と、青少年の被害防止に向けた実施的取組が推進されるよう働きかけるといことで、国の方でも、東京都で議論されている問題には前から関心を持っているということでございます。

それから、もう 1 つが、平成 28 年度の総合セキュリティ対策会議、警察庁の会議でございますけれども、これは、今年のテーマがコミュニティサイトに起因する児童被害防止のための官民連携の推進についてということでございます。ここでは、東京都のこの検討会でも議論されているかもしれませんが、取組に事業間格差があるのではないかとといったように認識に基づいた議論がなされているように、私には思われます。いずれにしましても、国レベルでもいろいろな動きがあるところ、東京都が地方自治体として先鞭をつけるのは評価できるのではないかと考えております。

さて、そこで以下、条例の改正の方向性について、ごく簡単に意見を述べさせていただくこととしたいと思います。時間が限られておりますので、論点になり

そうなところに絞って、話をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、私の専門は、行政法ですので、法律の観点から見ますと、まず、地方自治体が条例によって規制をするということの恐らく妥当性が1つ論点になるんだらうと思います。つまり、インターネット上のやりとりを自治体条例で規制するということをございます。それについて、本日拝見したような事例を見てみますと、あるいは、伺ったところによりますと、SNSでありますとか、電子メールといったものだけではなくて、電話など口頭による勧誘も行われるという、そういう場合もあるようでございます。

勧誘者の側から被勧誘者の側へ何らかのツールを使って働きかけを行う、つまり勧誘行為、勧誘行為という切り口で禁止をするのであれば、バーチャルな世界ではなくて、現実世界の規制としても、条例で規定できるのではないかというふうに考えるところでございます。勧誘行為というのが1つの切り口になるんじゃないかということでございます。この勧誘行為を禁止するということ自体は、ご存じのように、東京都であります迷惑防止条例の中で規定が既にありますところでございます。

今日のICTの飛躍的な進展を見ておきますと、今後、意思を伝えるツールというのは、恐らく様々に登場して、あるものは残り、またあるものは消えていくということになると思いますけれども、勧誘者から被勧誘者へ何らかのツールを使って働きかけを行うという、この形そのものは変わらないわけですから、意味のある規範になるのではないかと考えております。

加えて、最後にも申し上げますけれども、先ほどのご説明のように、属地主義ではあり得るのですけれども、こういった問題の性質として、条例の改正後、あるいは、条例を策定する段階でも、他の道府県にも同種の改正をしていただく必要が、本当はあるんだらうなと思っております。

それから、次の論点は、恐らくこれは都民の方々の関心も高いところだと思いますけれども、直罰になっているというところであろうかと思っております。これも先ほど、坂元委員のほうからご説明があったように、本来は、こういった世界というのは、技術でできることは技術で処理するのが望ましいですし、罰則は最後の手

段ということをございます。座長を前にして申し上げるのも何ですけれども、謙抑主義というものが大原則であると。したがって、直罰を規定する前に、行政上の何らかの措置を規定することは、検討すべきであろうかと思っております。

しかしながら、よく考えると、自画撮りの被害につきましては、その実態を調べてみますと、その大部分は、インターネット上で知り合った面識のない加害者が行っているということをございます。そうすると、行政上の手段によって、そもそも加害者を特定できるのかという問題が出てくるんだらうと思います。つまり、措置の名宛人ですね、措置の名宛人が特定できないのではないかと。そうしますと、行政措置を規定するといっても、前提が成り立たない場面ではないかという、そこを考慮すると、やはり罰則が出てくるのはやむを得ないのではないかと考えます。ただ、直罰はやむを得ないと考えるのですけれども、その検討に当たっては、やはり罰則についてですから、原則に戻って、謙抑的に検討する必要はあるということをございます。これが、直罰であることという2番目の論点だと思います。

それから、次は、構成要件の明確性ということですが、禁止行為の明確性ということをございます。つまり、条例上禁止される行為というのは、明確に規定されなければならないこと。これも当然の大前提であるわけです。

先ほどのご説明の中で、資料1の中で、「一定の状況・態様」と書いて（注）でとされている部分につきましては、これは今後、明確に規定しなければならないというのは言うまでもないことをございます。

そこで、それが明確に規定されたとして、どういうふうにか考えるかということについて一言お話をさせていただきます。

そうしますと、まず「児童ポルノとその電磁的記録」ということをございますので、児童ポルノ法上の所持・製造・提供等が禁止されている概念物に限定しているわけですね。「児童ポルノとその電磁的記録」という法律上の。それをさらに重ねて、「不当な手段による場合」と絞っているわけです。ですから、二重に限定していることによって、恐らく禁止される勧誘行為は、現在社会問題となっております自画撮り被害に向けられた働きかけ行為を明確に切り取って、規定できて

いる、規定できているのではないかと考えたわけでございます。

この場合、勧誘行為というのは、勧誘する側と、勧誘される側で、ここの先ほどの自画撮り被害の主な事例の中にも出てまいりますように、メール等で一定のやりとりというものが相当程度あって、その後に行われるものでありますから、記録が残っていれば、勧誘者が求めたものは明確に判断できるのではないかと考えるわけです。

確かに、電話等で口頭による勧誘行為については、電話ですから記録は残りにくいということになりますけれども、ただ、その場合についても、一般の事例と一緒にして、周囲の客観的状況などから不当な手段による勧誘行為があったという事実を認めることは妨げられないわけで、そこは立証の問題ではないかという、そういうふうに考えます。

それから、その他ですけれども、4つ目に、今まで申し上げたのが大きな3つの論点でございますけれども、冒頭で申し上げたことと関連いたしますけれども、現在、国のほうでは、青少年インターネット環境整備法の改正を検討しております、その中でフィルタリングの強化等も検討しているところでございます。

自画撮り被害の大部分というのは、コミュニティサイトの利用による被害でありますから、そうしますと、青少年に悪意のある者から、ある意味で言うと対ですね。1対1の空間に持ち込まれる前の段階、前段階として、その悪意のある者とできたら知り合わないようにすることが重要なわけでありまして。もし、いずれその国で検討している法整備がなったときには、国のフィルタリング強化等の動きに合わせて恐らく条例のほうも整備する必要も出てくるのではないかと考えております。ただ、これは法律の動き次第であるということでございます。それから、事の性質上、他の道府県に働きかけた方がいいのではないかというのも、既に述べたところでございます。

それから、先ほど課長の説明に出てまいりましたけれども、これ、私は刑法の素人なので素朴な疑問ととっていただいてよろしいのですけれども、確かに児童ポルノ法の未遂というものがあれば、それは状況は随分変わってくるのではないかと思われるわけです。つまり、画像が届いてから当局が動くというのは、一般

の方からすると、かなり違和感があるのかなというふうには、確かに感じます。ただ、これは議員立法でございますので、そういってもこの点はなかなか難しいのかなとは考えております。ただ、検討課題ではあろうかと思えます。

最後に、児童保護の国際水準と書いておきましたけれども、国際比較ということで一言申し上げますと、これは個人情報保護の世界の話ですけれども、児童ポルノではございませんけれども、米国にはCOPPA、チルドレンズ・オンライン・プライバシー・プロテクト・アクトというのがございます。子供オンラインプライバシー保護法ですね。また、EUのデータ保護一般規則も、特別に子供の個人情報を保護しております。これは、やはり子供は特別であるという前提があるんだろうと思います。

日本で最近喧伝されます「忘れられる権利」というのも、これはポルノとは少し違うんですけれども、子供が馬鹿なことをしたけれども、子供の将来を考えなきゃいけないのではないかという発想が含まれていると。ここは否定できないわけですね。つまり、別の側面から言うと、もう1つの側面から言うと、この児童ポルノの問題については、諸外国のほうがはるかに規制が厳しいわけですね。つまり、グローバルスタンダードといった場合に、実はインターネットの世界のグローバル化というのは、基準としては、やはり子供は、青少年というのは特別に守ってあげる存在であるというところから、恐らく出発しているんだろうと思われれます。インターネットの世界では、もちろん言論の自由を初め、守るべき諸価値は多々あり、利益考慮をしなければならないのですけれども、殊、子供のことに關しては、まずは守るというところの法益が優先されるということは、これは出発点として、そのように考えていいのではないかと考えております。そのように考えますと、全体として条例の改正の方向性、先ほどの、この方向性というものは間違っていないのではないかと考えております。

最後の課題のところにしても、要するに、自ら画像を提供するような子供をどうするかという、これは、どこまでパターンリスティックに介入していくかという話ですけれども、それも教育や啓発のところでは一定のことはしてあげなきゃいけないという、そういう意味では、バランスも取れているのではないかと思

います。

15分、若干過ぎましたけれども、私が気づいた改正の方向性に対する論点及びそれに対するコメントは、以上でございます。どうもありがとうございます。

○木村部会長 藤原先生、どうもありがとうございました。国の動き、条例自体の課題、さらに国際的な水準のことまで含めて、詳しくお話しただいて、本当にありがとうございます。

では、ただいまのご講演を踏まえて、藤原先生もまだおいでいただけるということですので、交えて意見交換をしたいと思います。先生方、ご質問も含めてご意見があるようでしたら、委員の先生方からよろしくお願いいたします。

お願いします。

○宍戸委員 東京大学の宍戸でございます。

質問と意見とございますが、意見は後にいたしまして、おいでいただきました藤原先生に2点、質問をさせていただきたいというふうに存じます。

第1は、先生のレジюмеで言いますと、2の地方自治体の条例による規制の妥当性というところについて、勧誘行為という観点に着目をして条例での規律が許されるのではないかというご発言がございましたので、その点についてもう少し教えていただきたいということでございます。

具体例としてどういう事態を考えるかということですが、東京都の住民でない、例えば、東京都隣県の高校生の方が東京の高校に通っている。そして、通学途中ないし学校に来ている間に、例えばメールなどで、あるいはSNSで遊んで、使って利用していたら、児童ポルノの画像を撮って送れというような悪意のある大人からの働きかけを受けた。そして、その学生さんが、例えば東京都にいる間に、お手洗いかどこかに行って、その自分の画像をつくって送ったという場合も、これは東京都の住民でないけれども、勧誘行為が行われたのが東京都の中であるということ、この条例の規制対象と考えてもいいものなのだろうか。あるいは、またその学生が、勧誘行為を受けた時点は東京にいる間で、また、自分は隣県に戻り、家に戻って、そこで初めて画像を送ったという場合も、これは東京都の規制は及ぶと考えるといいものだろうか先生のお考えをお伺いしたいということです。

もう1点あるのですがひとまずここで切らせていただきます。

○木村部会長　お願いします。

○藤原講師　どうもありがとうございます。

悩ましい問題でして、個人情報保護の世界でも、自治体条例で他の自治体等に意図的に漏えいしたのをどうするかとか、世界に向けて発信したのをどうするかという議論もごございますし。宍戸先生もご存じのように、そもそもEUの今度の規則の中でも、フェイスブックであるとか、グーグルですね。日本にいてEU在住の人に対してゲーム等を提供したときは、それはEUの規制がかかるぞという、あの仕組みをどう考えるかという議論、ちょっと似ているかなと思ったんですけども、条例についても、古典的な議論としてご存じのように、売防法のところで、あるいは青少年保護育成条例、長野県でしたっけ、別の県の人 cameたらどうなんだという話があるわけですね。で、ここは、先ほど属地主義という言葉が出てきましたけれども、これを捕まえないと、先ほど申し上げたように、結局、他の道府県もないと動かないわけですよ。そこのところをどう考えるかということだと思っているのですけれども、実質は、その場にいるときに、あるいは、東京都内にいるときにそういう行為がなされたら、それは勧誘行為として捉えてしまっているのかなと考えているというところですね。

○宍戸委員　ありがとうございます。

勧誘行為が行われた、勧誘行為が結果的に行われた場所が東京都の中であるとみなせる場合であればいいのではないかというのが、先生のお考えだということですね。

○藤原講師　そう、原則はそうなると思いますけれども。

○宍戸委員　ありがとうございます。

もう1点だけお伺いしたいことがございます。それは、先生のレジュメで申しますと、5番目のその他のところで少しお話しいただいたところですが、国と地方公共団体の役割分担、あるいは、この場合、東京都が条例で、場合によっては東京都に直接かかわらない、東京都民と東京都民の間だけでない、あるいは東京都の中に限られないような問題を規律することの考え方について、もう1

点だけ教えていただきたいということでございます。

一般的に、徳島市公安条例事件判決の考え方で申しますと、国の法令が、これは国が決めるものだ。そして、国としては、今、規律をしないのだという意思を立法者が持っているときには、地方公共団体は条例でそれを規律することはできない。逆に、国が特段規律をしていない、あるいは規律を置いていても、それに重ねての規律を地方公共団体に任せる趣旨であるということであれば、これは条例によって、いわゆる上乗せ横出しの規定ができるというふうに、私も行政法で勉強しております。

ここで問題になります児童ポルノ法及び青少年インターネット環境整備法において、東京都がここで現在、事務局提案のような児童ポルノ作成・提供を不当に勧誘する行為を禁止するということが、国の現在のその2法との関係で、自治体がやっていいぞということ許容されていると考えてよいかどうかということについて、私もそう考えているんですが、どういう筋道でそう考えたらいいのだろうかということについて、お考えを教えてくださいと思います。

○藤原講師 おっしゃった昭和50年9月10日の大法廷判決は、趣旨、目的、内容及び効果を比較しろということですよ。そうすると、必ずしも環境の整備、あるいは未遂罪がない中での児童ポルノの規制について、目的のところでは、そもそも一致しているかどうかというところでも議論があるかもしれません。

その後、もし目的が一緒であるとしても、今度は自治体独自の規制を許しているかどうかということですから、その被害実態等に鑑みて、問題があるということであれば、それは、いわゆる一般的に条例の制定、国がマックスのものを制定しているんだから、それに上乗せ・横出しをしてはいけないよという、そちらの部類にはならないのかなという感じはしておりますけれども。条例を禁止する趣旨が法令から明確に読み取れない限り許されるということです。もう少し詰めて考えたいとは思いますが。

○穴戸委員 どうもありがとうございます。

○木村部会長 ありがとうございます。

他の先生方、いかがでしょうか。

○吉田（善）委員 よろしいですか。

○木村部会長 はい。お願いいたします。

○吉田（善）委員 都民公募委員の吉田でございます。

不当な手段によるというものなんですけれども、この不当な手段の中に、例えば、対価をもって勧誘し、提供した場合、そういったものがこの禁止規定に当たるものなのかどうか。また、その対価の大小というのも、それによって判断が変わるものなのかどうか、いかがでしょうか。

○藤原講師 具体的にどう書かれるか、ちょっと、私、詳らかに存じませんのでわからないんですけれども、対価を、要するにお金を上げるからということというお話ですね。それが条例の世界になるかどうかということですか。

○吉田（善）委員 この禁止規定に当たるのかどうか。

○藤原講師 それは考え方によろうかと思えますけれども。

○木村部会長 もし事務局から、ちょっと今の点、コメントあればお願いします。

○重成青少年課長 現在のこちらの案では、実は、そのところは今後検討するという、どの不当な行為が罰則に当たるのかというところを検討するという趣旨でございますので、先ほど対価をもってというところも、子供の未熟な判断能力というところを揺さぶるものとしてひとつ検討はしてみたいと思っております。まだ決めかねているというところでございます。

○吉田（善）委員 はい。わかりました。

○木村部会長 先生、これで何かありますか。

○藤原講師 いえ、今のようなお話で、僕はその対価をもってといったときに、やや細かい類型化をしてみないとわからないのかなという気がしますが。

○吉田（善）委員 はい。わかりました。

○木村部会長 はい。お願いします。

○吉田（善）委員 その対価という部分で、第1回目のときでしたか、坂元先生のほうから将来割引というようなお話があって、安価なもので、多分、いろんなそういう画像を提供しちゃうというのが、今の青少年の、いわゆる成熟状況なのかなと感じておりますので、その点ではぜひ、ご検討いただきたいと思います。

それから、もう1点、質問なんですけども、何らかのツールを使って禁止というお話ありました。このツールというのは、当然、被害者・加害者とは別の第三者が制作等をしたものだと思うんですね。そういったものが、明らかに悪用される悪質なものであった場合、そのツールの開発者といったところまで禁止規定が及ぶかどうかというところも、ちょっとご質問させていただきたいと思います。

○藤原講師 お話いいですか。

○木村部会長 じゃあ、まず藤原先生、お願いします。

○藤原講師 それは、ツールというお話の概念によるんだと思いますけども、スマホを使って話したから、スマホを発明した人が責任をとれというのではないと思うんですね。ただ、アプリケーションで、特にこういう青少年に被害が及ぶことが決まっているのにとということになると、意図的にそういうものをつくったら、また別でしょうけれども、ツールということで開発者に直ちに責任が及ぶかどうかというのは、やや難しい問題かなと思っていますけど。それは場合によるなという話だと思います。

○吉田（善）委員 はい。ありがとうございます。

○木村部会長 今ので何か補足があれば、はい、お願いします。

○重成青少年課長 事務局といたしましても同じでございまして、共謀関係があるとか、そういうような状況がなければ、今のところはこの条文のままでは難しいかなと思っています。

○吉田（善）委員 はい。ありがとうございます。

○木村部会長 他の委員の先生方、いかがでしょうか。ご質問に限らず、ご意見があれば。

はい。お願いいたします。

○宍戸委員 時間があるようでございますので、事務局が提出された資料1-1の「たたき台」、とりわけ2の(2)児童ポルノ等の作成・提供を不当勧誘する行為の禁止について、一応、憲法研究者でございますので、その観点から私の意見をこの場で申し上げさせていただきたいと思います。

結論といたしましては、これは藤原先生ご指摘のとおりでございますけれども、

その「一定の状況・態様」の、あるいは（注）に書かれている不当な手段による勧誘の類型化の規定をうまくつくる限り、今回このような条例の規定を置くことは、表現の自由の関係、あるいは、明確性との関係で問題ないものと、私は考えております。

一般に、このような犯罪行為の前段階の行為、働きかけのような行為を禁止するということについては、憲法上、表現の自由との関係で、例えば扇動の処罰と類似したものとして考える余地がございます。このような場合、憲法学説においては、いわゆる定義づけ考量と呼ばれる、厳密に処罰に値する行為を限定し、しかもそれを明確に規定するということがなければ憲法違反になるという考え方が有力に採られているところでございます。

ただし、ここで問題になっている行為、児童ポルノ等を作成・提供を不当に勧誘する行為につきましては、児童ポルノ等それ自体の作成・提供が既に重大な犯罪として処罰の対象となっている。しかも、それは明確なコンセンサスがあるということに加えて、働きかけの行為自体が、いわゆる高い価値の表現にかかわるようなものではないような働きかけに限定するということ。相手が未成年者であって健全な判断能力がまだ未成熟であるという段階であり、そこに付け込む行為であるという場合を想定したときには、先ほど申し上げたような厳格な考え方を必ずしも採る必要はないのではないかと考えております。一定の明確性があり、必要な処罰範囲の限定が既に行われていればよいのではないかと考えております。

保護法益といたしまして、青少年の福祉犯被害を防止するとか、健全育成とかいったような究極の保護法益があることは当然でございますけれども、そこに至る、ここで想定されている因果関係として、青少年の未成熟に乗じて、SNS上などで児童ポルノ等の作成・提供を不当に勧誘するという行為を、それ自体として、規制するように勧誘行為を類型化して規定するというのであれば、正当な表現行為、あるいは、たまたま相手が、この今の資料1-1で言いますと、勧誘を受けずに青少年が自ら画像を作成・提供してしまった結果、相手方がこの処罰に引っかかるというようなことをきちんと抜く、処罰が及ばないということを明確にうまくできるような形で類型化できれば、不当な処罰といったような問題も

起きないのではないかと考えております。

以上、私の意見でございますけれども、いずれにしましても、その一定の状況態様と事務局資料に書いてある処罰の対象となる勧誘行為の類型化が肝であるだろうということで、意見を申し上げた次第です。

以上です。

○木村部会長 はい。どうもありがとうございます。

今の宍戸先生のご意見、あるいは藤原先生の先ほどのご講演を踏まえて、他の先生方からもしご意見あればお願いいたします。

やはり条例制定に当たっては、憲法上の観点、あるいは行政法の観点から違法なことにならないように、違法にならないように作る必要があるというのは当然のことなんですけれども、今、両先生のお考えでは、作り方次第になるんでしょうけれども、きちんと明確性を担保して作れば、条例として十分に成立するものじゃないかというお話を頂戴したかと存じます。

では、特にないようでしたら、本日の藤原先生のご講演はもちろん、あとは、主に宍戸先生からも重要なご指摘をいただきましたので、それを踏まえて次回の専門部会までに1度、法律を専門とされている宍戸委員、あとは浅田委員、それと、私も加えさせていただいて条例改正に向けた法的整理をする機会を設けさせていただければというふうに思っております。その3名で集まって、少し今日のご議論を踏まえて検討させていただいて、その結果を次回ご報告して、更にご議論いただくというふうにしたいと存じますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○木村部会長 はい。どうもありがとうございます。

あ、どうぞ、お願いします。

○重成青少年課長 事務局から1点だけ、2の(1)の責務の追加のあたりも、もし本日よろしければ、方向性を、どなたかのをいただけましたら、今後の検討の非常に大きな目印になるかなと思ってございます。もし、よろしければお願いいたします。

○木村部会長 ありがとうございます。

先ほどの宍戸委員も少し触れられているかなと思うんですけど、もし敷衍してご意見あればお願いいたします。

○宍戸委員 ご指名ですので、これも申し上げたいと思います。既に坂元委員が、先ほど冒頭ご発言ありましたように、まずは青少年のリテラシー向上、あるいは普及啓発ということで、青少年が被害に巻き込まれないだけの判断能力を正しく持つ。それが1番最大の被害防止の近道であることは言うまでもないことだろうと思います。ただ、現状、インターネットの技術及びサービスの普及が非常に進んでおり、青少年が、ある意味では、インターネットのサービスを利用する能力は大人よりも非常に高い場合もある。他方で悪意のある大人の存在、あるいは、振る舞い・挙動に対する想像力が今一つ弱いということがあって、その結果、ここで問題になるような児童ポルノ等の作成・提供の勧誘を受けてうっかり提供してしまって、この緑のファイルに入っているような、更に甚大な被害へ巻き込まれるということすらある。

こういった状況を考えますと、やはり青少年に1番近いところにいる自治体において、このような、青少年の福祉が阻害されないように、その判断能力を補っていく。そのために普及啓発を青少年、あるいは、その周囲にいる大人や団体、学校教育現場、いろいろな形で働きかけていくということは、非常に有用なことではないか。まさに自治体として総合的な公共団体としてのふさわしい規定ではないかと私は考えております。

以上です。

○木村部会長 どうもありがとうございます。

恐らく資料の1-2で、先ほどご説明いただいた、左上の枠でしょうか、現状の18条の4ですと、青少年に性に関する健全な判断能力の育成を図るための普及啓発となっていますけれども、それが今、宍戸先生がまさにご指摘になったように、未成熟な状態の青少年を保護する必要があるということも、少し広げて考える必要があるんじゃないかということかと思うんですけども、その点に関しても、例えば、宍戸先生、あるいは藤原先生も、特に問題ないというか、そういうような方向性で考えるべきだということでもよろしいでしょうか。

○藤原講師 今回の点は、宍戸委員のご指摘のとおりだと思いますが。

○木村部会長 ありがとうございます。

他に何か提起していただく点ございますか。よろしいですか。

はい。お願いします。

○吉田（奨）委員 先ほどの繰返しになって恐縮なんですけれども、事後的な部分について、都の責務として何か根拠づけられるようなところというのがあればなというふうに思っているんですけれども、育成のための普及啓発というところに含まれるのか、もうちょっと、被害児童に対する支援というところに直接的に触れるようなものがあるとなおいいかなというふうに思いました。

○宍戸委員 よろしいですか。

○木村部会長 はい。どうぞ。

○宍戸委員 何か私ばかりしゃべらせていただいて恐縮でございますが、今、吉田委員がおっしゃられたことも非常に重要でございます。資料1-2の今、左上に書かれていることと言いますと、その青少年の福祉が阻害されないようにということの中に、全く傷がつかないようにするというだけでなく、何か被害が生じてしまったときに、その被害をそれ以上拡大しないようにする。できるだけ被害が起きないようにすることが望ましいのだけれども、仮に起きたとしても、それをできるだけ最小限のものに抑えて、その後を健全な発達ができるようなルートに復帰できるようにする。そういったことも含めて、この青少年福祉が阻害されないようにということの中に広く捉えるか、あるいは、その趣旨が明確になるような書きぶりなども、事務局においてご検討いただければいいのかなと思います。

○木村部会長 ありがとうございます。

その点も含めて、今後、検討していきたいというふうに存じます。ありがとうございます。

では、先ほど申しましたように、3名、宍戸先生、浅田先生、それと私とで、ちょっと次回までに検討を進めて、また、内容を持ち寄って次回ご検討いただければというふうに思います。

では、藤原先生、本日お忙しい中、本当にありがとうございました。貴重なご講演いただいてありがとうございます。

藤原先生、このままおいでいただいて……。

○藤原講師 ええ、まだ大丈夫です。

○木村部会長 大丈夫ですか。はい。ありがとうございます。

それでは、次第3の「普及啓発・教育等について」の話題に移りたいと存じます。

初めに、冒頭に申し上げましたとおり、東京大学准教授の鳥海先生にネットコミュニケーションにおけるリスク分析について、ご講演をいただけるということですので、鳥海先生、よろしく願いいたします。

○鳥海講師 東京大学の鳥海です。よろしく願いいたします。

では、ネットコミュニケーションにおけるリスク分析という、私が行っている研究について、少しご紹介いたしまして、それが何らかの参考になればいいかなというふうに思っております。

私、工学系のほうの者でして、余り紙ベースで何かを話すという文化がないものですから、ちょっと、こちらのパワーポイントで話させていただきたいと思えます。

私のやっている研究は、このリスク社会と呼ばれるもので、この社会のシステム化によって今まで発生しなかったようなリスクを見つけ出しましょうというようなことを研究として行っております。その中でも青少年のネットコミュニケーションリスクというものを対象に考えておりまして、ネットいじめであるとか、誘い出しといったものをこれまでテーマとして行っておりまして、児童ポルノといったものも類似したところに入るのかなというふうに考えております。

こういったネットコミュニケーションリスクへの対応ということで、いろいろなことをやっております、私は情報工学の専門ですので、そちらの方面からいろんなことを考えておりますけれども、それ以外にも社会学であるとか、そういった教育学であるとか、そういった方面からも、同じプロジェクトチームを組みまして、現在、課題に取り組んでいるというような状況であります。

その中で、ネットコミュニケーションリスクを最小化しようということで、いろいろやっているんですけども、リスクなしというのは、なかなか、やはり難しい。皆さんもご存じかと思えますけれども、難しいのでできるだけ少なくしようということを目指すということをやっております。

この辺についても、皆さんのほうがご存じかと思えますので、ちょっと飛ばしますけれども、子供たちも、親も、コミュニケーションサイトというのを携帯電話等で使うことが、現在非常に多くなっていますというような状況で、その中で、インターネット経由で犯罪に巻き込まれた未成年者の数というのを出したものがありますけれども、こちらを見ますと、この赤いほうがコミュニケーションサイトを通じて犯罪に巻き込まれた未成年者の数で、青いほうが、いわゆる出会い系サイトですね。こういったものを介して犯罪に巻き込まれた数ということになりますけれども、こちらは、出会い系サイトのほうは規制が入りまして、どんどん未成年者が犯罪に巻き込まれる数というのは減っているんですけども、その分といいますか、コミュニケーションサイトのほうでは、逆に増加しているということで、この辺から一部のところに対してだけ対策をしても余り意味がなくて、全体としてきちんと対策をとらなければいけないということがわかってくると思います。

こういった中で、未成年者のネットリスクの軽減ということを行ってございまして、今回は児童ポルノというお話でありましたけれども、元々は、我々が誘い出しというものに注目をしてございまして、誘い出し、要はインターネット上で知り合った未成年者を大人が誘い出すというような犯罪行為が行われないようにするためにはどうすればいいのかということを目指して行っていましたので、それについて、ちょっとご紹介したいというふうに考えております。

こちらは、プライベートチャットと呼ばれるものを対象として考えております。こちらを研究するに当たって、LINEさんのほうにご協力をお願いしまして、LINEさんが運営されておりますLINEプレイというアプリケーションの上でのコミュニケーションというのをデータとして持ってきまして、その中でどのような行動が行われているのか、どのようなリスクが存在するのかということ

をデータの観点から調べるということを行ってみました。特に我々が注目したのは、接触ですね。未成年者と大人の接触というのがどのように行われているのか。接触を図る大人というのは、どのような行動を行っているのかというところを明らかにしようということで、分析を行いました。

そもそもの過程として、一般的にそのチャットというのは個人間のコミュニケーションですので、大体、例えば学校単位であるとか、塾であるとか、そういったリアルなところである程度知り合っている人たち。リアルでなくても、ある程度友人間同士でコミュニケーションをとっているのです。そこに何らかの固まりがあるだろうと。それに対して、誘い出しを行おうという人は、恐らく相手が誰でも構わないので、特定のコミュニティの中に入ることはなくて、その外からいろんなところにコミュニケーションをとろうとするのではないかというような、要は、普通の人とは違うような異常な行動をとっている人を探し出すことによって、誘い出しをしている人を見つけられるのではないかというような仮定を持って分析を行いました。

これによって、接触を図るユーザーを発見して、その行動パターンから異常ユーザーというのを見つけ出していけるのではないかと。このときに、一般に自然言語、言葉を使って、何か誘い出しに使いそうな言葉というのを見つけ出して取るというのも1つの手なんですけれども、この研究自体は、言葉も含んだデータを持っているんですけれども、一般的には、通信の秘密等がありまして、なかなか、何をしゃべっているのかまでは取れないということがありますので、そのしゃべっている内容を見ずに、何とか接触を図るユーザーの特徴みたいなものを取り出すことができないかということを考えております。この辺のデータについてはちょっと置いておきますが。

基本的には、このようなプライベートチャットと呼ばれるものを対象として扱っております。これはどういうものかといいますと、当初は左側にありますような多人数のチャット、例えば10人とかで、みんなでわいわいと仲よくしゃべっているようなものから、プライベートチャットと呼ばれるエリアに移動するというようなことを行います。そして多人数のチャットではAさん、Bさん、Cさん、

Dさんと何人かいたところが、プライベートチャットでは2人の人だけになり、2人だけで他の人には見られない会話を行うことができるようになるというようなシステムです。このプライベートチャットのほうで、恐らくその誘い出しであるとか、あるいは、さらにもっと親密な関係を結ぶようなところへの勧誘といったものが行われているのではないかというふうな仮定を行って、分析を行っております。

その仮説として、先ほど申し上げたとおり、未成年者を誘い出すようなユーザーは通常と異なる使い方をしているのではないかという仮定がありますので、それに基づきまして、ユーザーの行動の特徴というのを抽出しまして、それに基づいて、こういう使い方をしている人がいる、こういう使い方をしている人がいる、こういう使い方をしている人がいるというふうに分けまして、どこにも当てはまらないような人というのがいればそれは怪しいのではないかと。そういった人を探し出しましょうというようなことを考えております。こちら、先ほどの図ですね。

手法についてはちょっと難しいのでパスをしまして、実際にどのような行動パターンが得られたのかということ进行分析したんですけども、細かい数字については、説明していると時間が足りませんので、大きく2つのパターンが振っていましたよというお話をします。まず1つが、送信者タイプと呼ばれるパターンが4パターンほど見つかりまして、この人たちは何をするのかというと、他の人を積極的にそのプライベートチャットに勧誘しているというような人たちでした。

このプライベートチャットに勧誘するというのはその後、誘い出しに勧誘する可能性がかなり高いようなパターンということで、誘い出しをしそうな人たちということが言えます。こちらの人数を見ていただくとわかるように、これ一番左端が、4,000人、3,000人、5,000人、5,000人みたいな感じで、1つの行動パターンに数千人ずついるということがわかりまして、実は、積極的に他の人を誘い出そうというような行動をとっている人というのは、決して珍しい存在ではないと。つまり我々は、もともとその異常値として検出できるのではないかと思っていた人たちが、実は別に異常値ではなくて、それも1つの一般的な使い方であっ

たということがわかりました。

その一方で別のパターンとして、このターゲットとなりやすい人たちも存在するということがわかりました。この受信者タイプというのは、要は他の人から話しかけられやすいような人たちであるということです。ですので、何か特定の人が。全ての人が必要しも、いろんな、例えば誘い出したいなと思った人が話しかける相手というのは、誰でもいいというわけではなくて、どうも、ある程度特徴があるのではないかとということがわかってきました。つまり、プライベートチャットに入る前の全体のチャット等での行動に油断があるのか、あるいは、何か誘い出したらついてきそうな雰囲気を持っているのか。そこまで詳しいところは分析できておりませんが、どうもそういった特徴があるのではないかとということもわかってきました。つまり、誘い出されるほうはランダムに決まるのではないと。ある程度、誘い出すほうがターゲティングしているということまでわかってきました。

もう少し詳しく見るために、これは実際には通信の秘密等で見ることはいけませんけれども、今回たまたまデータがありましたので、もう少し詳しく、実際に、例えば友人関係を構築しようとする話しかけがあったのかとか、年齢を聞くような行動があったのかということを確認してみました。

そうすると、どうなるかといいますと、これ、ちなみに誘い出しに至るまでの経緯なんですけれども、普通はチャットを行って、年齢等からその人がターゲットになるかどうかというのを確認して友人関係を構築すると、それ以降は通信の秘密に守られたコミュニケーションになりますので、誰も手出しができないものになります。その後、そこで誘い出しを行うというのが、一般的な誘い出し行動なんですけれども、このうちの幾つかについて、もう少し分析してみますと、これは、こちらの左側、これは、ちょっと表になっているんですけども、左側の白いところ、C幾つというのが書いてあると思うんですけども、その裏が白くなっているC5からC8が誘い出しを一生懸命やる人たちで、赤いところが誘い出しされやすい人たちなんですけれども、こういった人たちの遭遇率というのを確認してみますと、通常より高いということがわかります。つまり、何か誘い出そうと

している人たちと、誘われやすい人たちの遭遇率というのは、通常よりも高いと。

年齢確認行動等を見ると、これはもう誘い出す人、誘い出すというわけではないけれども話しかける人というのは圧倒的に年齢を聞くということがわかっています。それで、ここにはかなりの危険が存在していると。

さらに、フレンドの申請ですね。よりプライベートなコミュニケーションに誘う確率というのも調べてみますと、これも、やはり誘おうとしている人たちが、誘われやすい人たちに対して行う確率が非常に高いと。通常に比べてかなり高いということがわかりました。

そうですね。通常は 10%から 15%ぐらい、そういった1回プライベートなチャットをすると友達になろうとするんですけども、この誘い出す人と誘われやすい人の間では 20%から 25%と通常よりも高い確率で行われるということがわかりました。

つまり、積極的に接触を図り誘い出しに繋がるような行動というのは、まずデータの方から、我々が想定していた異常値ということではなくて、一般的存在であるということがわかりました。さらに、接触対象になりやすいユーザー、被害者になりやすそうな方というのが存在しているということもわかってきました。その行動パターンも少しずつ見えてきております。

さらに、誘い出しにつながる行動というのは、積極的に接触を図るユーザーと、被害に遭いやすそうだなと思われるユーザーというの間には多いということがわかりました。なぜ、きちんとそこが、きちんとというのもおかしいですけども、そこに危険が存在しているということもわかりました。

こちら、LINEさんとの共同研究で行っておりますので、実際にシステム側で何をすればいいのかということも検討いたしまして、ここで、例えば未成年者と成年ユーザーを全て切るというのは、余りコミュニケーションサイトとしては望ましくないため、できるだけ最小限のコミュニケーションの断絶によって最大限の効果を得たいということでやるべきことは、まずその接触されたくないとか、耐性がきちんとある人たちというの間では、こちらが恐らく拒否をきちんとしているのだらうと。つまり、誘い出す側も、相手を狙っているということで耐性

がある、あるいは接触されたくないと思ってやっている人たちには、余り行かないと。一番上の部分はそれで恐らくカバーできているだろうと。

誘い出されたいというか、こちらにいるのは未成年だけではないので、大人同士の出会いであれば、それは全然構いませんので、こういったものを別に余り考慮する必要はないと。大人に免疫がなくて誘い出されやすい、自分がそうであるということに気づいていないような人たちとの間のマッチングを何とか避けることができればいいのではないかというような結論になっております。

今回、そのデータの分析をした結果、いろいろわかったんですけども、1つ大きかったのが、接触を図るユーザーは異常ではなくかなり一般的に存在するのであるということがわかったということで、こちらでぜひ、お伝えしたいのは、こういったきちんとしたデータ分析というのが、かなり重要になってくるということでもあります。恐らくこうだろうというようなことを想定するのではなくて、実際に事実ベースできちんとしたデータをとって、そこから実態を把握する必要があるのではないかということをお伝えしたいというふうに思います。

ただし、この被害者、実際に被害者がどうやって被害を受けているのかということ进行分析するというのは、なかなか統計処理できるほど数は多くない。先ほど事例のほうは何件か出ておりましたけれども、10件、20件というのは、余りこー、そこから見出せるのは個別の事例への対応であって、それ以外のものに対して、どの程度、適用が可能なのかどうかというのは、なかなか難しいところがあります。

そのために、やるべきこととしては、被害者の特徴を抽出して、類似未成年者への注意喚起みたいなことが必要なんではないかと。ヒヤリハットの活用等も考えられるのではないかとというふうに考えております。

あるいは、過去、恐らくこのインターネットの時代の前にも似たような、未成年者に対するリスクというのはかなりあったと思うんですけども、例えば、昔ですと、Q2ダイヤルとかで出会い系じゃないですけど、ありましたよね。そういうのが、恐らくそこで得られた知見等も大量にあるはずだと思うんですね。そういうのももどんどん活用していくべきではないかなというふうに考えており

ます。

特に、そのデータの少なさに対応するために、被害に遭った未成年者の特徴等をアンケート等でとって、他の未成年者に対してもアンケートをとって、類似した人たちがどういう人たち、類似した人たちが何人も出てくると思うんですけども、そういったところの類似した特徴を持つ人々が、どのようなヒヤリハットですね。事件に巻き込まれそうになるような前兆みたいなものを体験したのか、あるいは、そこにデータが存在すれば、そのデータを分析することによって、より安全な使い方というのがわかってくるのではないかというふうに考えております。

そのために、例えば、警察庁が調査を実施するという話を伺っておりますけれども、こういったものを利用してデータをきちんととって、実態を明確に把握するというのが重要なことというふうに考えております。

最後に、私は、基本的に情報工学者ですので、システム面からいろいろ対策を考えておりますけれども、こういったものというのは、安全工学から考えてみましても、社会と教育とシステムという3つの方向性から、こういったリスクに対しては問題を解決していかなければいけないと思いますので、いろいろと法制度、システム、そして教育と3点からいろいろ対策の方を作っていくだけでいいというふうに思います。

私の話は以上で終わりたいと思います。ありがとうございます。

○木村部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの鳥海先生のご講演について、意見交換は、後ほど、また時間を取りたいと思いますので、現時点でご質問がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、また意見交換の際に、いろいろ他の委員の先生方からもお話があるかと思っております。

では、続きまして、以前、坂元委員から「都の取組について詳しく知りたい」というご意見がありましたので、事務局の青少年・治安対策本部と、教育庁からおいでいただいておりますので、その本部と教育庁から、関連する取組のご説明をいただければ、非常にありがたいのですが、よろしいでしょうか。

では、まず、事務局からご説明をお願いいたします。

○鍋坂健全育成担当課長 それでは、都の取組といたしまして、初めに青少年・治安対策本部の取組についてご説明させていただきます、資料2、「東京都青少年・治安対策本部における自画撮り被害防止に資する普及啓発の取組について」という資料でございます。

その後、資料3から資料9が、資料2に出てきます各事業のリーフレットやチラシ等となっておりますので、適宜ご参照いただければと思います。資料2に沿ってご説明させていただきます。

まず、当本部で行っておりますものは、大きく分けまして講演会、それとリーフレット等の配布といったものがございます。左側に、昨年度までの取組の概要を載せております。それから、自画撮り被害等の問題が深刻化しているということ踏まえまして、右側のほうが、本年度既にできることから見直しを図って今後やっていくという部分を記載しております。

それでは初めに、講演会の1、「性被害防止対策講演会」についてご説明いたします。こちらの講演は、保護者や地域の方々を対象といたしまして平成27年度から年間60回開催しているものでございます。内容につきましては、児童ポルノの法規制や、スマートフォン、SNSの利用実態、それに伴うトラブル事例、その対策等についての講義内容となっております。

それから、右側に移りまして、本年度ですけれども、内容につきまして充実を図るということで、自画撮り被害防止を中心に、また、受講者に応じてJKビジネスにも触れながら内容の充実を図っていこうと考えております。

また、大学生を進行役としたグループワークといったものも試行的に取り入れまして、年齢が近い高校生に自ら考えさせて問題意識を持って行動するように啓発をしていきたいと考えております。

次に、講演会の2、「家庭のルール作り（ファミリールール）事業」であります。こちらは、平成18年度から行っているもので、子供たちがインターネットを利用するに当たり家庭でどのようにルールを作っていけばいいのかを考える機会を持ってもらうという、保護者と生徒向けのものです。現在は、スマートフォン・

S N S の利用に関する講演会とグループワークを展開しております。昨年度は、講演会を 493 回、グループワークを 82 回開催いたしました。

こちらのグループワークは保護者を対象としているもので、保護者同士で考えていただいてそれぞれ意見を出し合っって様々な事例への対応を考えるというグループワークでございます。

例えば、スマートフォンが欲しいという子供から「みんな持っているから買ってくれ」とか、「勉強に使うから」などと言われた場合や、買い与えた後、「塾のサイトにアクセスするのでフィルタリングを外してほしい」とか。あと、アプリを使い過ぎているところを注意したところ、「仲間外れにされるので使わせてくれ」と言われた場合ですとか、あと、友達から S N S でいたずら書きをされた、友達と写した写真をアップしてしまった場合など、様々な状況下におきましての対応を検討いただくというものです。

そうしますことによりまして、フィルタリングとか、家庭でのルール作りといったものの重要性を理解いただいて、家庭でのルールづくりに活用いただくというものでございます。

子供の方がスマートフォンとかインターネットに長けているという現状もありますので、保護者が理解を深めて能力を高めていくことが効果的であると捉え、本年度は更なる参加の拡充を図るために、例えば子育て支援団体や企業などに積極的に PR をして参加の拡充を図っていきたいと考えております。

次に、配布物でございます。1 の「児童ポルノ被害防止のリーフレット」は、都内の全小学校の新 5 年生の保護者に配布しているものでございます。

2 番目の「スマホの利用に関する啓発リーフレット」は、生徒用と保護者用と 2 つ作成いたしまして、都内全中学校の新 1 年生とその保護者にそれぞれ配布しております。

3 の「携帯電話販売店配布チラシ」は販売店を通じまして、青少年がスマートフォン等を購入する際など、その保護者に配布していただいているものであります。

これらの配布物につきましては、本年度版におきまして、既に自画撮り被害の

防止に向けた啓発内容を盛り込んでおります。具体的内容につきましては、各資料を後ほどご参照いただければと思います。

また、配布物の作成の4、5といたしまして、こちらは本年度から、新規に4が「高校生向けのリーフレット」を作成・配布いたします。それから5が「高校生向けと保護者等向けDVD」をそれぞれ2種類を作成する予定でございます。

その下のその他については、自画撮り被害の防止とJKビジネスの条例規制が施行になりますので、それに伴う性被害防止に係る普及啓発を行っていく予定がございます。

普及啓発の取組は以上でございますけれども、まとめますと、保護者や青少年を対象といたしまして、申込制ではございますけれども、また、十分とは言えないまでも、一定程度の講演会の機会といったものを設けて、実際に開催しているところではございます。

また、子供にスマートフォンを持たせるときと、あとは子供が小学5年生になったとき、それから、中学1年生になったとき、それぞれのタイミングにおきましてリーフレット等が配布されることとなっております。また、本年度は高校生に対してもリーフレットの配布とDVDの視聴が加わるといったところが現状であります。

また、資料9をご覧いただきたいのですが、普及啓発とは若干異なるのですけれども、今までいろいろと出てきている「こたエール」を運用しております。青少年のネット・携帯トラブルの相談窓口といたしまして、この「こたエール」を運用しておりますけれども、自画撮り被害に係る相談があった場合には「こたエール」のほうで適切な対応を教示しているところであります。

また、本資料につきましては都内の全ての中学校と高校の新入生に対して配布しております。また、様々な資料、リーフレットの中にも「こたエール」のPR記事を載せるなどして、相談窓口の周知を図っているところでございます。

青少年・治安対策本部の取組の説明は以上でございます。

続いて、教育庁の指導部の伊藤主任指導主事から教育庁の推進するSNS東京ルールを取組をご説明いただきたいと思います。

○教育庁指導部伊藤主任指導主事 教育庁指導部の主任指導主事をしております伊藤でございます。

私からは、資料 10、11、そしてスマートフォンのアプリをつくりましたという青いチラシ、そして「SNS 東京ノート」5分冊のうちの1つ「東京ノート5」の資料、これらに基づいて説明をさせていただきます。

まずは、資料 10 をご覧いただけますでしょうか。東京都教育委員会では「SNS 東京ルール」というものを平成 27 年 11 月に策定しまして、児童・生徒のいじめやトラブル等の防止に向けた取組を進めています。

SNS 東京ルールというものは、大きなルールの枠組みを都教育委員会で示したものです。ですので、これを決めればよいというものではなく、これを基にして学校や家庭で、より自分たちに即したルールをつくるための話し合いをしてほしいという取組です。

右側に平成 28 年度の主な取組を 5 点ほど示させていただきました。昨年の 7 月に 28 年度版の SNS 東京ノートを全部の公立学校の児童・生徒に配布をさせていただきました。情報モラル教育を進めるに当たって、先生方が使う教材を各自で用意すると大変なので、まずは都教育委員会の方から、提供しようということで作成したものが SNS 東京ノートというものです。また、ノートという名前のおり、書き込み式になっていて、子供たちが自分で考えて書いたり、家庭に持ち帰って保護者の意見を書いてもらったりできるよう工夫しました。

情報モラル推進校というのは、こういった教材等を先行的に実施してもらう学校です。昨年度 20 校を指定して、取り組ませていただきました。

ここの写真に出ているのは、高校生が小学生に東京ノートを教材としながら先生役を務めるという実践ものです。高校生に「ルールを決めよう」といっても、なかなか自分のルールを決めていくのは難しいですが、小学生に教えようとする、もう 1 回、自分の使い方を見直すというような、そういう効果が一番大きかったと思っています。また、小学生のほうも先生に言われると、「〇〇しちゃいけないよ」「はい、わかりました」で終わっちゃうんですけれども、小学生も相手が高校生だと、年齢が近いところもありまして、「こんなとき、どうしてんの」とか、

「こういうふうに使っているんだ」とか、「お兄ちゃん、お姉ちゃんでも失敗するの」みたいな、そういう子供たちの本音の意見や、やりとりが出て、お互いの学習が深まったという効果が出ている取組です。

その下が親子情報モラル教室です。例えば1年生にパペットとかを持って入っていったんですね。こういうことをすると、例えば「〇〇はいけないよ、やめようね」ということではなく、主人公の人形さんが失敗してしまうと、「それ、いけないんだよ」という形で、子供たちも話に入り込んで考えることができるという取組なども進めております。

また、LINEさんと連携をしまして、企業の知見を生かし、この後、紹介させていただき、平成29年度版のSNS東京ノートを共同で開発をさせていただきました。

このような取組のもとで、おかげさまでルールを決めていくといった取組についてはある程度成果が上がってきました。ただ、グラフを見ていただくとわかるように、当然、高校生にルールを当てはめるところには、なかなか難しさがあるという結果が出ております。

また、ルールやマナーをどこで学んだかということについては、学校と、家庭が多くなっています。やはり、ここにきちんとターゲットを絞って、進めていく必要があるという結果になっております。

トラブルや嫌な思いの経験、これはどんなことかと言うと、SNS等をきっかけとしてけんかになったとか、悪口を書かれたとかなどです。こういったことについては少しずつ少なくなっている状況があります。ですので、子供たちの使うスキルというようなものは少しずつ高まってきている状況があるというのが、データから見えてくると思っています。

一方で課題と書きましたけれども、決めたルールを守っているかというところなんです。「守っている」と「守れなかったことがある」を合わせると、95%を超してきます。つまり、ルールをある程度設定することによって、子供は守ろうと取組んでいる姿勢は見えてくると思っています。

一方で、昨年度より「守っている」が少し減っている、これはルールを明確に

すると、自分の中でうまくできなかつたかなとか、そういったところも出てきているのではないかと分析をしているところです。

これからの重点的な取組ですけれども、このように、ある程度、枠組みを決めるような取組を 28 年度は進めてきました。でも、先ほどの高校生のように、これからは枠組みを決めただけで、うまくいく問題ではないと思っています。ですので、一步踏み込むためには、子供たちが主体的に考える情報モラル教育へとステップアップしていかなければいけないだろうと考え、LINEさんと共同で、この後、説明させていただきませうけれども、主体的な学びを促進するための新しいSNS東京ノートを開発させていただきました。

それから、もう1つは、このような取組をしていっても、やはり困ってしまう子供たちがいるだろうということで、都教育委員会では、大人への相談を促すアプリケーションやウェブサイトを作成しました。例えば、左上の電話のマークのついているアプリケーションですが、これを押すことによって、教育相談センターに直接電話をかけることができるというアプリケーションです。

資料 11 を見ていただけますでしょうか。こちらは、今回、LINEさんと共同研究によって作成をしたSNS東京ノートの主な特徴を示させていただいたものです。28年度版は3分冊だったんですけれども、本年度は5分冊にしました。小学校の低・中・高学年用、中学生用、高校生用です。

小学校の低学年用は、日常モラルの中から絵を見て考えるというような内容を入れさせていただきました。例えば、公園で遊んでいるような絵を入れていて、この中からどんなことが問題かを考えてみるという日常から入っていくものを小学校低学年用として作成させていただきました。

中学年では、こんな写真を発信したときに、どんなことを気をつけたらいいのかと考えるもの。そして、特に高校生用では、発展的な内容として、使っちゃいけないという縛りではなく、うまく使うためにはどうしていったらいいかを考えさせる内容を取り入れました。例えば災害時に自分が避難所において、まだ自分のスマホが使える状態だとします。こんなときには、どのように使っていくと、よりよく人のために活用することができるだろうかということを考えるようなコン

テンツなども今回は入れ込ませていただきました。

右側の絵は高校生が小学生に教えるという模擬授業を作ってみようというコンテンツです。お手元の東京ノート5を開いていただくと、8ページ、9ページがここに書いてある、模擬授業を作ってみようというものです。高校生が先生役として1時間小学生に何を考えさせていくのがいいだろうということを高校生なりに授業をやる先生のとつもりで考えてみようというコンテンツです。

先ほどの資料11に戻らせていただきます。ここにあるカードの中で、皆様方が、自分が1番嫌だなと思うものはどれか考えていただきたいと思います。ちょっと手を挙げてもらいましょうか。1番が嫌だなと思う方は手を挙げてみてください。いないですか。2番、3番、4番、5番、手を下ろしていただいて結構です。

というような形で、自分が1番嫌だなと思うカードだけでも、人と自分は違うわけですね。これを嫌なもの順番に並べてみると、もっともっとその違いが明確になってきます。例えば、先ほどのSNS東京ルールで、相手のことを考えて発信しようと大きな枠組を示しましたが、相手のことを考えるって、具体的にどういうことということかは説明が難しいですね。例えば、このような形で、自分が嫌だと思っていなくても、相手は嫌だと思っていることに気づくこと、こういうことが相手のことを考えることなんだよというような形で、カードをもとに自己表現をして、お互いの思いのズレを認識し合うという学習が進められるカード教材、こういったものを作らせていただきました。

先ほどのノートの8ページ、9ページの高校生版は、このカードも自分たちで作ってみて、小学生にやらせてみようという発展的な内容を入れさせていただいております。このカードは、この冊子の後ろのところにあって、切り取って活用できるようになっています。

ですので、高校生であっても、5分程度のホームルームのときでも活用でき、情報教育の教員の持っている1時間の授業というものだけがターゲットではなく、多く先生に活用を図ってほしいという方向で、今年度は進めていきたいと思っています。

資料 11 に戻りますが、改善内容の 4 番のところでは、これは保護者もやはりターゲット、先ほどの青少年・治安対策本部さんの方は、主に保護者の方から子供たちをターゲットというか、ベクトルを当ててもらっているんですけども、学校の中でできるものは保護者会とか、そういったところが中心になってくるかなと思っております。

そんなときに、例えば、右のグリーンのところがあるんですが、スマートフォンを子供に持たせるということについて、保護者同士でちょっと考えてみてくださいというような、保護者会での教材を意図して作成をしました。

学校の友達と実際に会ったり SNS でやりとりする、これは特に問題はないと考えられます。でも、スマートフォンとかを渡した場合についてはどうでしょう。SNS で知り合った人と SNS でやりとりすることはあるでしょう。でも、じゃあ、実際に会うのはどうなんだろうと。こういったようなリスクも保護者の方が子供にスマートフォン等を渡すという時は考えなければいけないことですよねという話合いができる教材として作成をさせていただきました。

それから、もう 1 点は、こちらの青いチラシのほうを見ていただきたいと思います。今、説明したように、できるだけ主体的な問題解決を図る情報モラル教育という方向で進めていきたいと考えているところなんですけれども、それでも困ってしまう子供がいるということで、3 つのアプリを作成しました。

1 つ目は、先ほどご紹介させていただいたとおり、アプリから直接、教育相談センターに電話ができるというもの。また、先ほど紹介があった「こたエール」さんのほう、こういったところも案内が出るような、そういう機能を入れさせていただいております。

それから、こころストーリーというのは、簡単なストーリー形式で、それに自分を当てはめて考えてみようというものです。ここで出ているのは、8 時までというルールを決めたのに、時間を過ぎてメッセージを書いた友達から「何で抜けるの。お子ちゃまはもう寝る時間ですよ」みたいな、そんなことを言われたときに、どうしたらいいのかなということと一緒に考えてみる。つまり、これは考えるきっかけにしてほしいということで作らせていただいたアプリです。

そして、もう1つは、ルールリマインダー、リマインダーという言葉でわかるかなと思うんですけれども、自分で決めたルールをたまにポップアップして、スマホ君のキャラクターが「守れているかな」というふうに出てくるという簡単な機能なんですけれども、子供たちの継続的な意識喚起を図っていこうというものです。

これらのアプリにつきましては、4月7日の小池知事の定例会見の方でもご紹介をしていただきまして、保護者に向けても発信させていただいているところです。

私からは以上です。

○木村部会長 事務局とあと伊藤様、どうもありがとうございます。

それでは、鳥海先生を交えて意見交換をしたいと存じます。

藤原先生、もしお残りいただけるのであれば、よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。まず、ご質問でも結構ですし、今の件についてご意見も頂戴できればありがたいと存じます。

○坂元委員 幾つかコメントさせていただきます。まず、鳥海先生のご講演についてでありますけれども、大変興味深いお話を伺いまして、本当にありがとうございます。

誘い出し行動とか、誘い出されそうな人、これを検出されているということかと存じますけれども、こうしたことはトラブルを防止する技術になりうるものでございまして、誠に貴重なものでございます。ぜひ、研究のご発展をお祈りするところでございます。

東京都としましても、こうしたネットトラブルに対する技術的対応を促していくような研究を盛り立てていくようなお取組みをされていくとよろしいのかなというふうに思った次第でございます。

それから、東京都の取組ということについてであります。ご説明くださいまして、誠にありがとうございました。大いに勉強になりました。

もともと東京都が大いに取組をされておられることは知ってはおりましたけれども、既に自画撮りの問題につきましても、もう随分、対応されておられるとい

うところでございます。参加者をさらに増やしていくとか、そういったことをおっしゃっておられ、それを進めていただくとよろしいかというふうに思いますが、これに加えてということで、少し気づいたことといたしまして2点申し上げます。1つ目が保護者の啓発についてでございます。東京都はもともと保護者の啓発について顕著な取組をしておられまして、例えば、ファミリーeルールがございます。それから、SNS東京ルールもいろいろな面で充実したものでございますけれども、保護者啓発に関しても画期的な取組を含むものでございます。

ただ、どちらも主としてルールづくりを広げたり、洗練させていくという取組と言えるものなのかなというふうに思うわけでございます。これはこれでももちろん大変有効で役に立つものではあります、さらに保護者に対して技術的な力が高まるような啓発の取組がさらに活性化してもよいのかなというふうに思うところでございます。子供が加害者に接触し得るかを判断したり、また、それを回避する取組がとれるかというのは、アプリやサービスやネットに関する技術的な知識が有用になってくるわけでございます。端的に言えば、例えば、監視アプリを知らなければ監視アプリを導入することはできないわけでございます。eルールでも既に技術的な対応をしているというお話がございましたけれども、さらに強化していただくとよろしいのかなと思うところでございます。

そうした技術力を持った保護者がいれば、トラブルに遭った他の保護者の相談相手になったり、口コミで情報を伝えていただくというようなことも可能になってくるわけでありまして、より広い啓発につながるものと期待されるのかなと思うところでございます。今のが1つ目でございます。

もう1つが、先ほど鳥海先生からご紹介がありましたが、警察庁のほうで自撮り被害について大規模な調査が行われるというふうに聞いているところでございます。今年度でしょうか。これはもちろん取組に有効なデータが得られると期待されるものでございます。特に啓発教育で使える、できるだけ有用な結果を示してくださるとありがたいところでございます。例えば、どのような手口があるとか、どのような子供が被害に遭いやすくて、注意しておかなければならないのかななどの情報は、予防に役立つわけでございます。

東京都としては、警察庁にできるだけ詳細で有用な分析結果を出してくださるよう、例えば、要望したり、出された結果に基づいて都民に広報していくというふうに、この機会を都民の啓発に関する貴重なものとして射程に入れるとよろしいのかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○木村部会長 ありがとうございます。

2点頂戴して、まず、保護者に対して技術力のサポートでしょうか、これは何か都のほうでお考えがもしある、あるいは、既にやっつけらっしゃることがあれば教えていただけますか。

○重成青少年課長 都のほうでも、今現在、先ほど説明いたしました普及啓発の中で基礎的な、多分、フィルタリングの設定の仕方とか、本当に子供は今知っているけれども、親は知らないというような部分について、広報の内容には盛り込んでおりますが、なかなか、まだまだ数が少ない状態でございます。これからどんどん大人になっていく、お父さん、お母さんになっていく世代もまたありますので、広く基礎的な技術というのを親が知っているという状態を作れるように心がけていきたいとは考えてございます。

○木村部会長 ありがとうございます。

ぜひ、今の点も啓発の中には含めて検討する必要があるのかなと思います。

2点目なんですけれども、警察庁の調査について、これは何かもし今の時点でコメントしていただけることがあればお願いいたします。

○重成青少年課長 警察庁の調査につきましては、我々も実は新聞ベースで見っております。先ほど、画像に出していただいたんですが、1万世帯くらいを対象に広く調査をするということで、余りないような調査だということを知っております。

先ほどの鳥海先生の分析をやっていただいて、先ほどありました、東京都の都民にうまく広報できるような、いい内容をフィードバックしてもらえるように、例えば、先ほどありましたように、要望したりとか、そのような手段はとり得るかなと思ってございます。

○木村部会長 ありがとうございます

鳥海先生のご講演でも、なかなか調査対象の数がそろわないというお話があったので、非常に貴重なデータが得られればありがたいというふうに思いますので、都としては、つまり、要望ということになるんでしょうけれども、それもぜひ盛り込んで検討していきたいというふうに思います。

他の先生方からいかがでしょうか。

お願いいたします。

○渡辺委員　ただいまの都の取組に関してなんですけれども、相談窓口をいろいろ用意されているということですので、相談窓口というのは、あるだけでは、なかなか子供も見つけることができないという点に関しては、できるだけ、例えば、子供に人気のあるSNSなどでも広告を打っていくくらいの積極性を入れていただいてもいいのかなと感じました。

それと、相談窓口のあり方についてなんですけれども、相談窓口というのは、ただ、そこにあるだけでは、子供というのは相談しようと思わないんです。何で相談しようと思わないかという、私がこれまで自画撮り被害に遭った子供たちをいろいろインタビューしてきた結果、わかってきたことではあるんですけれども、まず、相談窓口相談すれば、親や学校に連絡が行ってしまうんじゃないかという懸念があるわけですね。そういったところには絶対知られたくないので相談窓口には、そもそも行かないです。

それと、自分が性的な裸の画像を送ってしまったということを相談相手から責められるんじゃないかと、怒られるんじゃないかというような不安もあって、また行かないということになってくるんですね。

ですので、子供たちがより行きやすい相談窓口というものをつくるためには、一つのご提案としては、まず、相談の入口の段階で、できるだけ若いスタッフ、子供と年齢の近い、例えば大学生のボランティアのような方でもいいんですけれども、そういった若いお姉さんなんか相談相手となって、子供の話を親身になって聞いてあげると。そこで信頼関係をつくってから、ベテランの相談員につなげるというような二段階対応をやっていただくと、より子供としては相談がしやすくなっていくのかなというふうに感じました。

以上です。

○木村部会長 どうもありがとうございました。

非常に具体的なご提案をいただきましたので、ぜひ、盛り込みたいというふう  
に思います。

他の委員の先生方は、いかがでしょうか。

○浅田委員 いろいろなご説明、ありがとうございました。貴重なお話をお伺い  
できました。

それで、1つとして、やっぱり不幸にしてインターネット上に出てしまった子  
供の画像などを可及的速やかに回収して拡散を防止していくという必要があるか  
と思います。その意味で、事業者の責務として、できる限り早く画像を削除する  
と、そういうより迅速な体制がとれるような事業者としての試みをお願いしたい  
ということと、それに対して行政がサポートができる、予算的なものも含まれる  
のかもしれませんが、そういうものも含めて都の支援体制というものを構  
築していただければと思っております。

○木村部会長 どうもありがとうございました。

お願いいたします。

○吉田（善）委員 鳥海先生のお話、私は数学出身なものですから、数字でああや  
って出てくると、非常にわかりやすい。大変参考になりました。

また、一般都民だと、なかなか数字で言われてもわからないというところがあ  
ると思いますので、こういった分析結果をぜひ都のほうでかみ砕いて、わかりや  
すいような普及啓発に努めていただければと思います。

あと、様々な普及啓発の指導、取組というのは、東京都の方も警視庁の方もや  
られているかと思うんですけども、私も小学校、中学校の保護者として、なか  
なかこういったものを活用できていないという実態があるかと思っています。そう  
いったところを、やはり教育と連携して、保護者の方から自発的にできるような取  
組、そういったものを呼びかけてまいりたいと思います。

あと、条例改正に関してなんですけども、加害者の方を押さえるための条例改  
正ということで、被害を減らすということは、これはとても有効であると思

ます。

その一方で、先ほど、渡辺委員のほうからも話がありました、なかなか相談できないということも、今、実際あると思います。そういった青少年のほうが今回の要求を受けたものに対して、画像を送らなくていいんだと、そういったものを明確に示すのも、ひとつ有効ではないかと思います。

今まではそういう要求を受けて、どうしたらいいんだろうというようなことが、結局、するりと抜けてしまって送ってしまう。たび重なる要求に嫌気を差して送ってしまうということが、こういった被害が増えている状況だと思いますので、そういうことを送らないでいいんだというものが定められているということをしつかりと子供たちにも、また、その保護者にも伝えていければよろしいのではないかなと思います。

以上です。

○木村部会長 ありがとうございます。

教育・啓発というところで、非常に重要なご指摘かと思います。

ほかに今までの点で何か、今までのご議論になかった部分でも結構ですけれども、いかがでしょうか。

お願いいたします。

○坂元委員 啓発や相談において、児童ポルノという言葉が使われているわけですが、今では随分なれたのですけれども、自画撮り問題については、個人的にはややしっくり来ないような気がしているところがございます。児童ポルノと言われると、加害者が撮影をするという印象を受けるのでございますけれども、それが自画撮り問題の啓発や相談におきましても、児童ポルノ問題1つとして、その言葉を使って啓発されている場合が多いのかなというふうに思われるわけがございます。これは少し誤解を招いたり、不能率な面がないのかなと感じられまして、このあたりは検討課題になるのではないかとと思われるところでございます。

○木村部会長 ありがとうございます。

確かに構成要件を明確にするという意味では、児童ポルノという言葉自体は固まったものがありますので、重要なのかなと思いますけれども、それと啓発・教

育というのは、全く同じにする必要もないかと思うので、いろいろな工夫があるうかと思えます。重要なお指摘、ありがとうございます。

他にももしご意見あれば。よろしいですか、お願いします。

○児童相談センター花本次長 オブザーバーの立場ですみません。

子供からの直接の電話相談を多く受ける1つの手段ですが、児童相談所では、子供の権利侵害、いじめとか体罰といった訴えを聞く専用の電話相談があるんですけども、もともと都内の固定電話から無料で電話をかけられるようになっていましたが、子供たちに携帯電話が普及したということで、平成22年から携帯電話からもフリーダイヤルでかけられるようにしたところ、子供本人からの電話が大幅に増えました。ここにチラシとして載っている「こたエール」、これ0570と書いています。相談は無料だということですが、多分、携帯電話代はかかるんじゃないかなと思うので、子供から相談しやすくするには、携帯からフリーダイヤルでかけられるようにするのも1つの手かなと思います。

以上です。

○木村部会長 ありがとうございます

今、無料ではないということなんですかね。

○伊藤主任指導主事 フリーダイヤルのところに先ほどのアプリでかかるようになってます。

○木村部会長 そうなんですか。ありがとうございます。

○重成青少年課長 「こたエール」のほうは、電話代、かかってしまいますので、検討したいと思います。

○木村部会長 はい、わかりました。ありがとうございます。

他にはよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○木村部会長 それでは、一旦ここで、もし、先生方のお許しを得られれば、この後、また続けてご議論いただきたいこともございますので、ちょっとお休みいただいで、続けるということでもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○木村部会長 では、本日は、藤原先生、鳥海先生、お忙しい中、本当にありがとうございました。

それでは、10分ほどお休みいただいて、5時5分からでもよろしいですか。では5分過ぎから始めたいと思います。引き続きよろしく願いいたします。

(休憩)

○重成青少年課長 それでは、皆様、お揃いになられましたので、ご審議の再開をお願いいたします。

○木村部会長 それでは、審議を再開いたします。

終わりの時間ですけれども、遅くとも6時までには終わりたいと思います。もうちょっと早目に終わるかなと思いますけれども、よろしく願いいたします。

では、次第3の「技術的な対応について」の審議に入りたい存じます。

本日は、まず、事務局から千葉県の柏市による民間アプリケーションを活用した取組というのがあるそうで、それを紹介していただけるということです。このアプリケーションを開発したエースチャイルド株式会社の西谷様にもご同席いただいているということです。事務局からまずは取り組みの状況の紹介をお願いしたいと存じます。よろしく願いします。

○鍋坂健全育成担当課長 それでは、柏市の民間アプリを活用した取組についてご紹介をさせていただきます。

まず、この取組に至った背景といたしまして、柏市では、近年、子供たちのスマートフォンの所持率の増加に伴いまして、青少年の非行の形態が街頭で行われるものからネット型非行に移行しているということがあったということでございます。

ここで言うネット型非行は、「スマートフォン等のインターネットに接続できる機器を介して起こる、いじめ、性被害、薬物、ネット依存等の問題行動のこと」と定義づけているということでもあります。

その抑止策として、教育委員会におきまして「実態調査」、それから「サイバーパトロール」、「情報モラル教育」といった3本柱に取り組んでいたところ、やはり、インターネット上のクローズドな環境で行われることが多いということで、

いかにそれを発見するかということが課題となってきたということでもあります。

街頭で行われる非行につきましては、親や地域社会の目で発見することが可能なものであり、従来の活動で、一定の効果が得られるといったものでありますけれども、ネット型非行といったものは、周囲が気づかないところで行われて、全く非行傾向にない子供でも巻き込まれてしまうという点も柏市の職員の方からお聞きしております。

そこで柏市が目をつけたのが、エースチャイルド株式会社のアプリ Filii です。Filii は、出会い系有害情報、いじめ、依存、個人情報漏えいなど、ネット上のトラブルから子供を守ることを目的としたアプリということでございます。

これまで、ネット上から子供を守るものとして、有害情報の閲覧を制限するフィルタリングソフトなどの普及といったものは図られてきましたけれども、Filii は、そういった制限をするのではなくて、青少年が SNS 等を使うことを前提として、その使用データを分析して、親子で共有することによってネット上のトラブルを早期に発見し、対処するといったものでございます。

その主たる機能であります子供の SNS での投稿とか、ダイレクトメッセージなどにおいて、危険なワードが発せられたことを検知して、保護者にアラートを通知するといった機能ですけれども、柏市は、その機能を活用した実証実験を行ったということでもあります。

柏市長が記者発表で使用した資料に沿ってご説明いたします。

1枚めくっていただいて、資料の2ページ目の部分でございます。上がモニターとして募集した状況、申込みの状況でございます。中学校18校において新1年生とその保護者から募集をして、申込みのあった43組の親子をモニターとして、昨年の4月7日から7月20日まで、Filii を使ってもらったということでございます。

下のアラート分析のところでは、アラート件数と危険性の高い単語が発せられた件数が記載されております。アラートのレベルは一つの単語の危険性だけではなくて、会話の中のやりとりの連続性などから総合的に判断されるということでございます。

この期間中に保護者から市や学校に連絡が入るような事案についてはなかったということでございます。

それから、次に3ページの上側ですけれども、つながり分析といたしまして、ここではLINEでのやりとりについて分析した結果が載っております。対象が31名で、平均約3,700件くらいのやりとりがあって、最大の人では1万6,000件のやりとりをしていたということでもあります。また、このやりとりをした人数につきましても、平均で157人、最大で639人という非常に多くの人とつながっているということでございます。

下のアクティビティ分析では、夜間のやりとりが多いわけですが、中には日付が変わってもやっているケースも見受けられたということでもあります。

次に4ページからは、アンケート調査の結果となりますので、この部分については、最後のまとめで若干触れますので、説明を割愛させていただいて、6ページをご覧ください。

今後の方向性といたしまして、上のほうがFiliの有効性についてということですが、市の補導センターの既存の活動で発覚した、この実証実験の実施期間中のネット上のトラブルにおいて、もし、Filiを導入していれば、アラートが発せられた事案であったかどうかといったところを分析したものになります。

柏市の分析では、その期間に発覚したものの約3割は保護者にアラートが発せられて、早期発見に至ったのではないかという分析でございます。

下に行きまして、最後のまとめですけれども、アンケートの結果から、この取組とFili自体に対しては好感触が得られたということもございますけれども、保護者からは、アンケートの結果で、親子の話合いの機会が得られたという意見もあったそうです。また、子供からも、導入をもっと広げたほうが良いといった声も挙がっていたということでもあります。

②の「しかしながら」というところですが、市の補助による本格導入は見送ったという結論になっております。

そこで記載しております「利用可能な対象者が想定よりも少なかった」というところは、そもそも子供がスマートフォンを持っていない家庭があったり、子供

の使用するスマートフォンのOSがアンドロイドに限られているなどの理由がありまして、Filiを導入できない家庭が想定よりも多かったことからということでありました。

柏市の取組の説明については、以上でございますけれども、自撮りの働きかけにつきましても、やはり親や周囲の人の目の届かないクローズなインターネット空間で行われることが非常に多くて、ここでのやりとりに警告を発することができて、保護者が関与できるという点におきまして、Filiのようなアプリがこの種の被害防止に一定の効果があるのではないかと考えております。

また、やりとりの内容が保護者にそのまま伝わるというものではなくて、Filiが分析しているという内容が子供自身にはわかるようになってきているという点で、子供の権利に対しても一定の配慮がなされています。また、子供の側からも理解は得られやすいのではないかと考えております。

事務局の説明は以上でありますけれども、補足や訂正がございましたら、西谷様からお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○西谷氏 初めまして。エースチャイルドの西谷と申します。このような場にお呼びいただきまして、弊社及び柏市の活動についてお話しする機会をいただき、大変ありがとうございます。

今、ご紹介いただいた内容に簡単に少し補足したいかなと思います。

まず、Filiですが、クローズド環境といったところが取りざたされるであろうということを、我々のほうでは3年半ぐらい前から考えておりまして、Filiを3年半前ですから、2013年10月から提供しております。

その中で、いろいろユーザーさんの声などを聞きながら、このFiliをただクローズド環境に見えるだけにしておくのではなくて、どういった方向に進めていこうかということで、家庭での話合いをつくるようなアプリにしていきたいということで日々発展させています。家庭での話合いにつなげてルールづくりであったり、ルールを維持するような形、使い方を意識してもらおうといったようなことをアプリの中で示唆できるような形にしています。

1点、我々として主張しておきたいのが、メディアでよく紹介されるときに、

監視アプリ導入みたいな形によく報道されることがあるんですけども、我々は監視アプリとは全く考えておりません。そういった主張をしたこともありません。監視ではなくて、家庭の見守りをサポートしていくようなアプリであるという考えでおります。話を促進して、その中でトラブルの早期発見を目指そうといったアプリになっております。

ご紹介いただいた中で少し補足させていただきたいのが、モニター募集の中で、18校、2,500名といった数字がございました。ページとしては2ページ目の上にあります。ということですが、実際はもともとはモニター指定校といったものを指定しておりまして、5校、約600から700名の生徒を対象にモニター指定校として、一番保護者の方が集まってくれるだろうと考えられる新入生保護者会で説明の機会をいただきまして、モニター指定校5校に関しては、説明会をさせていただいたと。その後、そういったお話を校長会等で共有したところ、もともと校長先生の方々には実施する許可を得ていたんですけど、我々の方でも、こういったツールは紹介したいということで、モニター募集の範囲を広げてほしいということで13校プラスしまして18校に、パンフレットだけはプラス13校に配らせていただいたということで、説明する機会がちょっと13校には作れませんでした。

結果としては、人数的には余り多くない数字になってしまったんですが、実際、43組というところに関しては、説明を行った学校からの加入割合が大きいといったところで、やはり、実証実験をやるような新規の取組ですので、しっかり説明をして、今、こういうトラブルがあって、こういう手段もありますよというのをしっかり説明して導入いただくということが、とても重要なことであることを、その点では感じました。

続きまして、データの方のお話を少しさせていただきたいのですが、つながり分析といったところで、平均157名、最大639名ということで、こちらは我々が実施して想定していた中でも、かなり多くの人たちとつながっているという感覚でございました。

さらに利用時間帯であるとか、利用のアプリの割合等々のデータも出てきまし

て、やはり柏市さんは3本柱で実態把握ということでアンケート調査等をかなりやっておられますが、実際の実データ、スマートフォンからとれるデータでお子さんや保護者の方々が認識して答えるものと、そのアンケートに乗ってこない実際の実態のデータというのが得られることで、この3本柱、ネットパトロール、情報モラル教育といったところにフィードバックして、柏市では活用していけるだろうという評価をいただいております。

最後に、柏市の実証実験を受けまして、今、18自治体1大学から引き合いというか、お問い合わせをいただいております。特に、幾つか3自治体くらいでは、どういった適用方法があるのかといったところを具体的に詰めさせていただいているということで、やはり、クローズド環境が問題であろうというところが、今、かなり取りざたされているといったところかなと思いますので、今、注目される手段の1つかなと。これだけで全て解決できるとは我々も思っておりませんが、有効な手段の1つとして、提供していければなということで、こういったものを提供させていただいているといったところになります。

以上になります。

○木村部会長 どうも貴重なご紹介、ありがとうございます。

ただいまのご説明に関して、現時点でご質問があれば、まずお受けしたいと思います。委員の先生方、いかがでしょうか。ご意見に関しては、また別途改めて時間をとりたいと思います。

お願いいたします。

○坂元委員 1つ質問させていただきたいんですが、自画撮り被害の場合、具体的にどのような形でそれを検出してアラートを出していくのかということを少しお話しいただくとありがたいかなと思います。

○西谷氏 自画撮りについては、一番重要なのは、やはり画像を提供しているか、もしくは勧誘しているかといったところになるかなと思います。現在、Filiとして、画像分析の実装を進めておりまして、今後の対応の中で画像に関して踏まえてやっていこうとあります。ただ、テキスト部分に対しては、現在の分析使用においてもわせつな会話に当たるようなやりとりといったところは検知

することが可能です。画像つきで、そういうわいせつなやりとり、特にポルノに当たるような画像を作るとか、送ってほしいとかといったやりとりがあれば、その中でわいせつなやりとりであったり、場合によっては法的な禁止行為だったりといった形でアラートが上がるような形にはなっております。

○木村部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○重成青少年課長 今回、当方のご紹介した趣旨は、画像というよりも文言について、どのような文言が子供に対して発せられたか。特に自画撮り被害の中で、「裸」とか、「送れ」とか、そういった文言にアラートを鳴らすという趣旨で、今回ご紹介をしたという趣旨でございます。なので、画像に反応するというのは、これからの検討テーマということで、今回のご紹介の趣旨はそちらではなかったということでございます。

それから、もう2点ご説明いただきたいのは、月々お幾らぐらいでこのアプリケーションは導入できるのかという点と、親とお子さんの同意をもって導入するものなんでしょうかという2点を追加していただきたいと思います。

○西谷氏 ご質問いただきありがとうございます。

月々の利用料ですが、今、ご家庭で月、税込み400円で、3デバイスまでお使いいただけるという形になっております。デバイスというのは、保護者様のデバイスはカウントせずに、お子さんのスマートフォンであったり、タブレットであったり、例えば、お子さんが3人いればスマートフォン3台、お子さんが2人いてスマートフォンとタブレットを使っている子がいてスマートフォンを使っている子がいれば、2人の3台を対象といった形で提供させていただいております。

もう1点ですが、お子さんの同意というところです。こちらに関しては、我々もかなりこだわりをもってやっております。基本的には子供の同意がないと利用できないような仕組みになっています。このプロセスに関しては、簡単に申し上げますと、登録の中で子供自身にプライバシーポリシーの要約みたいなもので、Filiの中であらゆるデータが採られて、こういうことが見守りとして行われますよというのを簡単にした概要を示しています。小学校6年生程度でも読める漢字

で書いてあるようなものを示しておりまして、これに同意いただくというところ  
と。

もう1点、オプトアウトの仕組みを充実させておりまして、基本的には同意の  
もとに使っていただくものになりますので、お子さんの方から、これが意にそぐ  
わないという主張を通すために、子供の方からオフを申請できるといったような  
機能を用意しております。こういった形で、しっかりご家庭で同意した上で使っ  
ていただくと。

さらに、同様の考え方で、ストーカーのような使われ方をしないかという懸念  
もありますので、そういったところは、子供にしっかり伝わるといった意味とも  
同じように、分析されているものに、「あなた、Filiに分析されていますよ、ご  
存じですか」というのがしっかり伝わるようなメッセージを定期的に飛ばしたり、  
レポートを飛ばして、子供の方からもそれを見るように促すといったような作り  
をしております。基本的には同意の下にやっていただくといった仕組みになって  
おります。

○渡辺委員 質問なんですけれども、大変興味深い仕組みかと思うんですが、やは  
り、子供の場合というのは、自分が裸の画像を求められたという事実自体を親に  
知られるのが恥ずかしいというような心理的な抵抗なんかもあるかとは思って  
ますが、このシステムの利用を増やしていくためには、家庭に対してどのような働  
きかけが必要になってくるというふうにお考えでしょうか。

○西谷氏 そうですね。我々のほうでも、年間50回ぐらい程度ですけれども、啓  
発講演をしておりまして、実態としてどのようなトラブルが世の中にあるのかと  
いったものをしっかり理解していただくというところが、まず第一歩かなと考  
えております。なので、Filiの中でも、そういった啓発的なコンテンツを提供し  
ていくといったところで、保護者の方にそういった問題意識を持ってもらうとい  
ったところが1つ必要かなと思います。

お子さんに関しては、多分、年齢層により認識はかなり変わってくるのかなと  
思っております。Filiをお使いいただいている家庭の反応を見ると、小学校  
から中学校1年生ぐらいまでは、かなり親に守られているというのが、当然とい

うか、認識としてはあるところがあります。中学校2年生、3年生ぐらいになって、高校生となってくると、やはり自分の世界を持っていて、そういった親に報告が行くというのは、なかなか難しいのかなと思っているところがあります。

そのあたりは、年齢の違いによる差異はあるかと思うんですが、やはり児童ポルノ被害等は、中学生高学年、高校生が多いので、そのあたりが、もし自分だけでもしっかり解決できるものなのかとか、それはなかなか難しいものではないかといったところを認識していただくといった啓発というところが、まず大前提として必要になるかなと思っています。

○木村部会長 他に。

お願いします。

○吉田（善）委員 大変興味深いアプリケーションかなと思っています。利用した家庭で、対象年齢が低い子供たちの場合、限られた範囲になると思うんですね、情報交換をする相手というのが。そういったときに、アラートが発せられたときに、その相手を特定しようとするようなことは行われぬのかなという、その懸念があるんですね。いわゆる、そういう言葉を発した犯人探しじゃないですけども、そういったことという懸念はないでしょうか。

○西谷氏 それはトラブルの責任の所在みたいなものを探すような行為というか、それが完全にないかと言われると、何とも言えないところがあるかとは思いますが。一応、アラートを出したときに、これは危ないですよと、ぼんとかいうアラートですと、出すわけではなくて、これがどういう問題で、この問題に対してどう対処すべきかというコメントをつけさせていただいております。その中にこれが必ずしも大きいトラブルにつながっているということは、Fili は断言できないものなので、しっかり家庭で話し合いをして、これによって、ある意味、パニックになったり、焦ったりせずに、しっかり話し合いをしてくださいというようなメッセージは添えるようにしております。

○吉田（善）委員 はい、わかりました。

○木村部会長 ありがとうございます。

他にご質問があればお受けしたいと思いますが。

お願いいたします。

○廣田本部長 すみません。細かい質問なんですけれども、このチラシを拝見していますと、今の話とも関連するんですけど、アラートリスト・アラート検索、具体的なアラート通知のイメージというところで、対象人物 A 子ですとか、対象人物 B 子とあるんですけども、これはそういうキーワードを発した人間があわせてアラートされるということによろしいのでしょうか。

それと、その場合、これを逆に設定として対象人物までは出てこないようにするというような、そういう設定も可能なのでしょうか

○西谷氏 対象人物が出ているものとしては、ご認識のとおりで、正確にはアプリのユーザー名であったり、ID であったりといった形になりますが、会話している相手特定するに至る情報が出ています。

この点に関して、おっしゃるとおりで、ここは出さないようにしたいという希望が一部で、やはりありまして、オプトアウトという仕組みの中で、ここも保護者との間で、名前までは出さなくてもいいんじゃないかという設定をできるように、細かく今、改訂を行っておるところでございます。

○廣田本部長 なるほど、ありがとうございます。

○木村部会長 他はよろしいでしょうか。

では、今日はお忙しい中、西谷様にはおいでいただいて、どうもありがとうございました。

では、ここで一度、ご質問は以上ということとさせていただきます。

西谷様、どうもありがとうございました。

○西谷氏 ありがとうございました。

○木村部会長 ありがとうございました。

では、引き続き、意見交換をさせていただきたいと思っております。

ただいま、非常に貴重な情報をいただいたんですけども、柏市の民間アプリケーションを活用した取組というのを 1 つの非常に貴重な例としてご説明いただきました。このようなネット上の悪質な働きかけから子供を守ることに役立つようなアプリケーションの民間開発を、東京都として促して、都民の皆さんが利用

しやすい状態にするということについては、いかがでしょうか、もしご意見があれば賜りたいと思います。

お願いいたします。

○坂元委員 賛成でございますけれども、ネットトラブルに対する技術的な対応と申しますと、まず、フィルタリングということで話が進んでいるのかと思いますけれども、自画撮り被害ということになりますと、これはどんなアプリやサービスでも起こり得ることでございます。例えば学習アプリのコミュニケーションでも起こるくらいのことでございます。監視アプリと言っただけではないというお話ですが、見守りアプリですね、こうしたものに期待していきたいというふうに思います。ですから、こうしたものが普及していくということに道を開いていくのは重要なのかなというふうに思うところでございます。

○木村部会長 今、坂元委員からも貴重なご指摘をいただいたんですけれども、東京都として、現在、条例に基づいて「携帯電話端末等の推奨制度」を持っているかと思うんですけれども、どのような制度なのか、また、仮に、先ほどご説明いただいたアプリケーションを推奨するというようなことも可能なのかというのをあわせて、ちょっと教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○鍋坂健全育成担当課長 それでは、推奨制度のご説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、実際に基準をご覧いただいたほうがわかりやすいと思っておりますので、追加の資料を配付させていただきたいと思っております。

(資料配付)

○鍋坂健全育成担当課長 それでは、ご説明させていただきます。

この推奨制度は、東京都青少年健全育成条例の第5条の2及び同条例施行規則第2条の2で定められているものであります。

この推奨制度の今現在の目的といたしまして、青少年に対するインターネット上の有害情報対策といったところを主な目的として、携帯電話端末及びその利用できる機能を下の区分で推奨しております。

区分と言いますのが、おおむね小学生程度といったものと、おおむね中学年以上といったところで区分しております。

ここで右側の、実際の推奨基準のほうをご覧いただきたいのですが、こちらが施行規則の抜粋でございます。携帯電話端末等の推奨の基準ということで記載しております。

まず、第1号で「次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める要件を全て満たし」となっているところであります。条例のほうの文章では、「こういった端末又は利用可能な機能で、青少年がインターネットを利用して青少年の健全な育成を阻害するおそれがある情報を得ることがないように必要な配慮を行っていることその他」云々と書いてあるところで、その他の部分を規則で定めているというところであります。

そこで、イのところがおおむね小学生程度の基準ですけれども、(1)から(5)まで、これを全て満たさないと、小学生程度に推奨できないということでありませう。上が保護者の望まない相手と連絡を取ることを防止できる。それから、2番目に、利用を最小限にとどめられるですとか、3番目が、ウェブサイトを利用することができないというようなことが書いてあります。

ロのほうは、おおむね中学生以上でございますが、1番が有害な影響を及ぼすおそれのある相手と連絡を取ることを防止できる。2番に、深夜の利用を適切に制限できるなどですね。3番のところは、保護者が必要に応じて青少年の携帯電話端末等の利用状況を適切に把握することができる。4番がフィルタリングのところは、フィルタリングソフトとかサービスを利用できること等々書いてございます。これを全て満たすと、推奨することができるということでありませう。

2号のところは、「前号に掲げる要件に該当する機能が一括して提供されていること又は当該機能を保護者が容易に設定できるようにされていること」とありまして、3号のところは、「1号に掲げる要件に該当する機能を確保するため、その機能を設定し、又は変更する場合には、必ず保護者が関与する仕組みが確保されていること」ということで、これを満たさないと推奨できないというところでございます。

それから、左のほうに戻っていただいて、現在までの推奨実績ですけれども、

16件ございます。1番上がフィーチャーフォン、いわゆるガラケーといったものですが、その機能を推奨したもの、携帯電話端末ではなくて、その機能を推奨したものが7件ございます。2番目が、ガラケーの端末を推奨したものが8件、それから、先日推奨したばかりですが、スマートフォンの機能を推奨したものであるということで1件ございます。スマートフォンについては、スマートフォンの機能ということで1件のみです。

下が推奨までの流れになりますけれども、ここにも、もう携帯電話事業者というふうに書いてしまっているんですけども、携帯電話事業者から申請がありまして、坂元先生に会長をお願いしております検討委員会のほうでご意見を伺いまして、それを踏まえまして東京都で推奨するというところでございます。推奨することによりまして、9都県市で共同の推奨になるといったこととございます。

推奨することによりましては、プレスリリースは都のほうでやっておりますが、それ以外のことは特にやっていないという現状でございます。

簡単にまとめますと、今の基準では、例えば、Filiのようなアプリは、推奨できないということになります。

以上でございます。

○木村部会長 ありがとうございます。

以前も坂元委員から、なかなか基準が厳しくて推奨は難しいというお話を伺ったんですけども、今、おっしゃったとおりで、Filiのようなものを単体でというか、一つのアプリで推奨するというようなことはちょっと難しいような仕組みになってしまっているということですよ。

坂元先生、何かありますでしょうか。

○坂元委員 前回もありましたけれども、有用な機能がありましたら、推奨制度を利用して、その利用を促していくようなことができるのではないかと思うところがございます。

条例や規則の変更が必要ということなら、それも含めて検討をするのがよいのではないかと思いますところとございます。

あと、もう1つ、ちょっと気になりますのが、先ほどのご説明で、プレスリリ

ースはしているけれども、それ以上のことはしておられないということでございまして、最近、スマートフォンの申請が先に1件ございましたけれども、最近はずっと申請がない状態で、この推奨制度がもっと活用されてもいいのかなというふうに思うわけでございます。

そのときに事業者として申請するメリットが大きくないと、申請しにくいということになるんだらうというふうに思うんです。ですから、推奨が決まった後、その後、東京都による広報をもっと力を入れていただくとよろしいのかなというふうに思うところでございます。そうなれば、この制度に乗っていこうという事業者も現われて、有用な機能が申請されてくるのではないかなと思うところでございます。

以上でございます。

○木村部会長 どうもありがとうございます。

事務局から何かあれば。

○重成青少年課長 こちらから先ほど配らせていただきました紙の推奨制度の目的のところ、「インターネット上の有害情報対策を主な目的として」というふうにございます。今、現在の制度は、子供がインターネット上の有害な情報に触りにいくことについての対策ということで、この制度ができてございます。

ですので、今回、Filiのような外からの子供に対する悪質な働きかけということに対しての制度じゃないという制度の限界点がございました。先ほどのご指摘を踏まえて、制度の見直しも検討してみたいと思っております。

○木村部会長 ありがとうございます。

そうしますと、今回、提言を出すに当たっては、そういうことにも触れられそうでしょうか。そういうことにも言及しながらというふうに考えてよろしいでしょうか。

わかりました。ありがとうございます。

他に第3の点、技術的な面に関してですけれども、ご意見があればお願いいたします。

お願いします。

○渡辺委員 技術的な面から、加害者になることを防ぐための何らかの働きかけと  
いうのを事業者側からもできないかなというのがあるかと思うんですよね。例え  
ば、SNSなどで一般公開されているサイトの中で、例えば女子中学生がそのユ  
ーザーであるとして、そのユーザーに対して「裸の画像を送ってよ」とか、「もう  
ちょっと過激な姿を見せてよ」というふうに何度も何度もしつこく絡んでくるよ  
うな人たちというのがいるわけなんですよね。そういう人たちがいるときに、事  
業者側のほうから警告を出せるような、そういった取組というものもやっていた  
だけると、より被害防止につながるのかなというふうに感じております。

以上です。

○木村部会長 重要なお指摘、どうもありがとうございます。今後の提言等も反映  
させていきたいと思っております。ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

お願いいたします。

○吉田（善）委員 この推奨基準見直しで、そういった子供たちの被害を守るとい  
うことは、私も賛成するところでございます。

ただ、それが余りにも保護者のほうがそれに頼り過ぎて、それを入れたから大  
丈夫だというような感覚は持ちちゃだめだと思っておりますね。そういったところを  
踏まえ、根本的なところの理解・啓発というのは、常に合わせて進めていく必要  
はあるかなと感じております。

以上です。

○木村部会長 どうもありがとうございます。

他にございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○木村部会長 それでは、本日の意見交換はこれまでということにしたいと思います。  
す。

最後に、事務局から連絡事項があるようですので、お願いいたします。

○重成青少年課長 お疲れさまでございました。次回、第4回の専門部会は5月11  
日木曜日の、遅い時間になって申しわけございません、17時30分からを予定し

てございます。また、皆様の日程を調整させていただきたいと思っております。引き続き、対策の検討を行っていただくとともに、答申の方向性についてもご意見をいただきたいと思いますと考えてございます。

会議中に木村部会長からもございましたが、次回の専門部会までに、法律を専門とされている木村部会長、宍戸先生、浅田先生のお三方に条例改正の法的な整理について、一度集まっていただく機会を設けたいと思います。その結果も第4回の専門部会の資料報告に生かしたいと考えてございます。

以上でございます。

○木村部会長 それでは、これもちまして第3回専門部会を閉会といたします。

なお、会議の冒頭ご説明がありましたけれども、緑色のファイルに入った事例については、このまま机上に置いてお帰りいただきたいと思います。と存じます。

長時間になりまして、申しわけございません。

ありがとうございました。